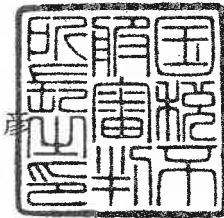


裁 決 書

大裁(所・諸)令7第12号

令和7年9月18日

国税不服審判所長 清野 正



審査請求人

住 所

氏 名

原処分庁

原 処 分

令和6年6月28日付でされた次の各処分

- 1 令和元年分、令和2年分及び令和3年分の所得税及び復興特別所得税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分
- 2 平成31年1月1日から令和元年12月31日まで、令和2年1月1日から令和2年12月31日まで及び令和3年1月1日から令和3年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 令和元年分、令和2年分及び令和3年分の所得税及び復興特別所得税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分は、いずれもその一部を別紙1-1、別紙1-2及び別紙1-3の「取消額等計算書」のとおり取り消す。
- 2 平成31年1月1日から令和元年12月31日まで、令和2年1月1日から令和2年12月31日まで及び令和3年1月1日から令和3年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに平成31年1月1日から令和元年12月31日まで及び令和3年1月1日から令和3年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の過少申告加算税の各賦課決定処分は、いずれもその一部を別紙2-1、別紙2-2及び別紙2-3の「取消額等計算書」のとおり取り消す。
- 3 その他の原処分に対する審査請求をいずれも棄却する。

## 理 由

### 1 事実

#### (1) 事案の概要

本件は、税理士業及び行政書士業を営む審査請求人（以下「請求人」という。）が、接待交際費等及び請求人の妹に対する給与賃金を事業所得の金額の計算上必要経費に算入するなどして所得税等及び消費税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、当該接待交際費等の一部については、請求人の業務に直接関係しその遂行上必要なものであるとは認められず、また、請求人の妹は、請求人と生計を一にする親族に該当するから当該給与賃金等は事業所得の金額の計算上必要経費に算入できないなどとして、所得税等及び消費税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が、①調査手続に当該更正処分等を取り消すべき違法がある、②理由付記に不備がある、③当該接待交際費等は事業所得の金額の計算上必要経費に算入できる、④当該妹は請求人と生計を一にする親族に該当しないなどとして、その全部の取消しを求めた事案である。

#### (2) 関係法令等

関係法令等は、別紙3のとおりである。

なお、別紙3で定義した略語については、以下、本文及び別紙においても使用する

る。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

なお、以下では、所得税及び復興特別所得税を併せて「所得税等」といい、令和元年分、令和2年分及び令和3年分を併せて「本件各年分」という。

また、消費税及び地方消費税を併せて「消費税等」といい、消費税等の各課税期間について、その暦年をもって表記し（例えば、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税期間を「令和元年課税期間」という。）、令和元年課税期間、令和2年課税期間及び令和3年課税期間を併せて「本件各課税期間」という。

イ 請求人の営む事業について

(イ) 請求人は、税理士業及び行政書士業を営む個人事業者（以下、請求人が営む事業を「本件事業」という。）である。

(ロ) 請求人は、請求人の妹である [REDACTED]（以下「本件妹」という。）に対し、給与賃金として、令和元年分について [REDACTED]、令和2年分について [REDACTED]、令和3年分について [REDACTED] をそれぞれ支払った。

ロ 請求人の住居の状況について

請求人は、平成24年7月9日から [REDACTED] 所在の建物の1室（以下「[REDACTED]」という。）に居住していたが、令和2年11月18日、[REDACTED] から [REDACTED] 所在の建物の1室（以下「[REDACTED]」という。）に転居した（以下、[REDACTED] 及び [REDACTED] を併せて「本件各家屋」という。）。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 確定申告について

(イ) 所得税等の確定申告書の提出

請求人は、本件各年分の所得税等について、青色の各確定申告書に別表1の「確定申告」欄のとおり記載して法定申告期限までにそれぞれ申告した。

(ロ) 消費税等の確定申告書の提出

請求人は、本件各課税期間の消費税等について、各確定申告書に別表2の「確定申告」欄のとおり記載して法定申告期限までにそれぞれ申告した。

(ハ) 所得税等及び消費税等の法定申告期限

通則法第11条《災害等による期限の延長》及び国税通則法施行令第3条《災害等による期限の延長》第2項の規定に基づき、令和元年分の所得税等及び令和元年課税期間の消費税等の法定申告期限は、令和2年3月6日付国税庁告示第1号により同年4月16日まで、また、令和2年分の所得税等及び令和2年課税期間の消費税等の法定申告期限は、令和3年2月15日付国税庁告示第3号により同年4月15日まで、それぞれ延長されていた。

また、請求人は、令和3年分の所得税等及び令和3年課税期間の消費税等の各確定申告書を国税電子申告・納税システムにより提出する際、令和3年分の所得税等の確定申告書の「特記事項」欄に「コロナウイルスによる申告・納付期限延長」と記載し、これにより令和3年課税期間の消費税等の確定申告書についても同様に期限延長申請の意思があるものとして取り扱われた。

ロ 原処分庁の調査について

(イ) 原処分庁所属の調査担当職員（以下「本件調査担当職員」という。）は、令和4年9月29日、請求人に対し、本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税等について、通則法第74条の9《納税義務者に対する調査の事前通知等》に規定する調査の事前通知を行い、同年11月2日、請求人に対し、所得税等及び消費税等に係る調査（以下「本件調査」という。）を開始した。

(ロ) 請求人は、令和5年7月20日、XXXXXXXXXX（以下「本件税理士」という。）を税務代理人とする税務代理権限証書を原処分庁に提出した。

ハ 原処分について

(イ) 原処分庁は、本件調査に基づき、令和6年6月28日付で、別表1の「更正処分等」欄のとおり、本件各年分の所得税等の各更正処分（以下「本件所得税等各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件所得税等各賦課決定処分」という。）をするとともに、別表2の「更正処分等」欄のとおり、本件各課税期間の消費税等の各更正処分（以下「本件消費税等各更正処分」といい、本件所得税等各更正処分と併せて「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件消費税等各賦課決定処分」といい、本件所得税等各賦課決定処分と併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と本件各賦課決定処分を併せて「本件各更正処分等」という。）をした。

- (ロ) 請求人が上記イの(イ)の各確定申告において、事業所得の金額の計算上必要経費に算入した接待交際費、会議費、給与賃金、地代家賃及び支払手数料に係る各金額のうち、原処分庁が本件所得税等各更正処分において、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができないとした各金額は、それぞれ別表3の「否認額」欄のとおりである（以下、別表3の「否認額」欄の「接待交際費」、「会議費」、「給与賃金」、「地代家賃」及び「支払手数料」の各金額を、順次、「本件接待交際費」、「本件会議費」、「本件給与賃金」、「本件地代家賃」及び「本件支払手数料」といい、これらを併せて「本件各費用」という。）。また、請求人が上記イの(ロ)の各確定申告において、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するとした接待交際費、会議費、地代家賃及びゴルフ会員権の名義書換料に係る各金額のうち、原処分庁が本件消費税等各更正処分において、課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないとした各金額（本件各費用（本件給与賃金及び本件支払手数料を除く。）のうち課税取引に係るもの及びゴルフ会員権の名義書換料）は、それぞれ別表4の「否認額」欄のとおりである（以下、別表4の「否認額」欄の本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないとされたものを「本件各取引費用」という。）。
- (ハ) 本件各更正処分等のうち、令和元年分の所得税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに令和元年課税期間の消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分に係る各通知書には、処分の理由として、要旨、別紙4のとおり記載があり、その他の本件各更正処分等に係る各通知書にも、同様の記載があった。

## ニ 審査請求について

請求人は、令和6年9月26日、本件各更正処分等に不服があるとして、審査請求をした。

## 2 争点

- (1) 本件調査の手續に本件各更正処分等を取り消すべき違法があるか否か（争点1）。
- (2) 本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か（争点2）。
- (3) 本件妹は、所得税法第56条に規定する「居住者と生計を一にする親族」に当たるか否か（争点3）。
- (4) 本件各費用は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することがで

きるか否か（争点4）。

(5) 本件各取引費用は、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か（争点5）。

3 争点についての主張

(1) 争点1（本件調査の手續に本件各更正処分等を取り消すべき違法があるか否か。）について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>イ 本件調査担当職員は、請求人に対し、各種一覧表を手交して、繰り返し回答を求めることにより、必要経費該当性の判断材料を得るべく社会通念上要求される程度の努力を尽くしたにもかかわらず、請求人は、一部の支出について回答するのみであった。したがって、本件調査の手續は適法である。</p>	<p>イ 請求人は、本件調査に協力し、業務との関連性について説明し、資料を提示したのに、原処分庁は、請求人の説明や証拠資料について一切考慮することなく、本件各更正処分等をしたのであるから、税務調査の裁量権の範囲を逸脱しており、本件調査の手續は違法である。</p>
<p>ロ 本件調査担当職員は、令和6年6月18日、請求人に対して、更正すべきと認められた額及びその理由について、税目ごとに調査結果の説明を行い、本件接待交際費については、どのような事実及び根拠に基づき事実認定を行ったのかを具体的に説明しているから、単に費目と金額と必要経費として認められないとする結論のみを通告したという請求人の主張は事実と異なる。</p>	<p>ロ 請求人は、原処分庁が、請求人が示した資料について、どのような根拠で取捨選択したのか、採用した証拠からいかなる事実が認定されたのか、適用法令についてどのような法令解釈によって結論に至ったのかについての説明を受けておらず、単に費目と金額と必要経費として認められないとする結論のみが通告されたにすぎず、必要な調査結果の説明がされていない。</p>

(2) 争点2（本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か。）について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>イ 不利益処分の理由付記については、</p>	<p>イ 請求人は、本件調査に協力し、本件</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>当該不利益処分の根拠について、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨を充足する程度に具体的に明示するものであれば足りるのであって、請求人が提示した個々の資料等に係る個別の検討結果まで記載する必要はない。本件各更正処分等に係る各通知書には、本件接待交際費及び本件会議費を必要経費又は課税仕入れに算入できないことについて、結論だけでなく、業務との関連性及び業務遂行上の必要性が確認できなかった事実やそのように判断した過程も具体的に記載されている。</p> <p>ロ また、原処分庁は、請求人の総勘定元帳（以下「本件元帳」という。）に記載された本件接待交際費や本件会議費に係る各支出の存在自体を否定したわけではなく、当該各支出について、個別に必要経費該当性を判断し、その結果として、業務との関連性や業務遂行上の必要性において、請求人と見解を異にする判断をしたのであり、請求人の帳簿の記載自体を否認して処分を行ったわけではない。</p>	<p>接待交際費とともに本件会議費の記載があるノート、本件接待交際費に係る領収証、宅配便の伝票、顧問契約書及びその他の資料を提示したにもかかわらず、原処分庁は、本件各更正処分等に係る各通知書に、本件元帳以外の資料の調査内容やその結果認定した事実、結果に至る判断過程及び業務との関連性を否定する理由等を記載していないのであるから、本件各更正処分等の理由の提示は、法の趣旨を没却した不十分なものである。</p> <p>ロ また、青色申告に対する更正処分の理由付記制度の下では、帳簿の記載自体を否定して更正する場合、更正に係る勘定科目及び金額を示すだけでなく、更正をした根拠を、帳簿の記載以上の信ぴょう力のある資料により具体的に明示する必要があるところ、原処分庁は何らの資料の摘示も行わず、一律に請求人の帳簿その他の資料の記載を無視して否認しており、青色申告者に対する更正の理由付記の趣旨に反している。</p>

(3) 争点3（本件妹は、所得税法第56条に規定する「居住者と生計を一にする親族」に

当たるか否か。)について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>所得税法第56条は、居住者と生計を一にする親族に対する対価の支払について必要経費に算入しない旨規定しているところ、以下のとおり、本件妹は、同条に規定する「居住者と生計を一にする親族」に該当する。</p> <p>請求人及び本件妹は、平成31年から令和3年まで（以下「本件各年」という。）、本件各家屋で同居していた。そして、本件各家屋の玄関、台所、風呂及びトイレはそれぞれ一つであり、請求人及び本件妹はこれらを共に使用していた。</p> <p>請求人は、本件妹と家計費を別々に負担していた旨主張するが、電気、水道、ガスのメーターはそれぞれ一つであることなどからすると、証拠上、請求人と本件妹との日常の生活費における金銭面の区分は不明確である。</p> <p>したがって、請求人及び本件妹は日常生活の糧を共通にしていると推定されるから、本件妹は、請求人と生計を一にする親族に該当する。</p> <p>本件妹が、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>でその夫とともに所帯を構えていることは、請求人と本件妹が生計を一にするか否かの判断に何ら関わりのない事情である。</p>	<p>以下のとおり、本件妹は、所得税法第56条に規定する「居住者と生計を一にする親族」に該当しない。</p> <p>所得税法第56条は、その対象について、生計を一にする親族と規定しており、単なる同居親族というだけでは生計を一にする親族には該当しない。</p> <p>本件妹は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>においてその夫と結婚して所帯を構えていること、請求人と本件妹は、食費や家計費を別々に負担し、光熱費は本件妹が支払っていたことからして、本件妹は、所得税法第56条にいう生計を一にする親族に該当しない。</p> <p>なお、請求人と本件妹が同居することとなったのは、本件妹が、いつまで日本で本件事業に従事できるかも不確定であったから、住居を構える煩雑さを考慮したものである。</p>

(4) 争点4（本件各費用は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する

ことができるか否か。)について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>イ 法令解釈等について</p> <p>ある支出が必要経費として所得から控除されるためには、事業活動と直接の関連性を有し、かつ、業務の遂行上必要である支出であることが客観的に認められる必要があるというべきであり、納税者において、これらを裏付ける客観的証拠に基づいて立証しなければならない。</p> <p>請求人が主張する東京高裁平成24年9月19日判決（以下「本件高裁判決」という。）は、本件とは前提を異にするから、請求人の主張は理由がない。</p> <p>なお、原処分庁において、必要経費該当性について「業務との直接関連性」の有無のみでなく、業務の遂行上必要なものであるかどうかを併せて判断した結果、本件各費用は業務の遂行上必要なものではなかった。</p> <p>ロ 本件接待交際費について</p> <p>本件調査担当職員が請求人から提示を受けた本件元帳、日記帳及び接待交際費に係る領収証等の各資料からは、接待交際の相手方等が判明せず、仮に、接待交際の相手方が判明したものについても接待交際の目的や業務との関連性及び業務遂行上の必要性等を確</p>	<p>イ 法令解釈等について</p> <p>原処分庁は、「事業との直接関連性」を必要経費該当性の要件であると主張するが、本件高裁判決からすると、必要経費該当性の要件として「事業との直接関連性」を必要とする法令解釈は誤っており、事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であれば、必要経費該当性は認められる。</p> <p>ロ 本件接待交際費について</p> <p>必要経費に該当する支出の範囲は、業種という類型のみならず、各人のビジネスモデルに応じて異なるところ、本件接待交際費は、以下のとおり、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべきである。</p> <p>必要経費該当性を含む所得金額の立</p>



原 処 分 庁	請 求 人
<p>(ロ) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (以下「本件ロータリークラブ」という。)の入会金及び年会費等</p> <p>本件ロータリークラブは、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成することなどを要綱とし、当該要綱に従い各奉仕活動を行っているのであるから、当該活動が本件事業と直接関係するものということはできず、本件事業の遂行上必要なものではない。仮に、請求人が顧客獲得を目的として本件ロータリークラブに入会し、実際に本件ロータリークラブの会員からの紹介等で顧客を獲得していたとしても、そのことは、本件ロータリークラブ</p>	<p>であることは公知の事実であり、請求人が必要経費に算入したゴルフのプレー代、ゴルフ場の年会費及びゴルフコンペに係る費用等（別表5-1から5-3までの「区分」欄の「A」の各支出をいい、以下、これらを併せて「本件ゴルフプレー代等」という。）並びに本件ゴルフ大会に係る費用（別表5-1の「区分」欄の「B」の各支出）は、業務との関連性を有することが明らかである。</p> <p>(ロ) 本件ロータリークラブ年会費等</p> <p>本件ロータリークラブへの入会は、今後の事務所の発展のために<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>より商圈の大きい<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>での顧客獲得を目的とするものであり、実際に本件ロータリークラブへの入会后、顧客を獲得することができており、売上げの拡大に繋がっているから、本件ロータリークラブ年会費等は、業務に関連する費用である。</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>の会合等への参加や、会員と親睦を深めたこと等を契機として間接的、副次的に生じた効果の一つにすぎないから、本件ロータリークラブの入会金及び年会費等（別表5-1から5-3までの「区分」欄の「C」の各支出をいい、以下「本件ロータリークラブ年会費等」という。）は、請求人の業務の遂行上必要なものであると認めることはできない。</p> <p>(ハ) 備品購入費</p> <p>本件調査担当職員は、本件調査の際、請求人から、請求人が接待交際費に計上した各備品（以下「本件各備品」という。）に係る領収証等の提示を受けておらず、本件各備品の購入者が本件妹であることや本件各備品の用途等が明らかでないことから、本件各備品が請求人の業務の遂行上必要なものであると認めることはできない。</p> <p>(ニ) 意見交換会に係る会費</p>	<p>(ハ) 備品購入費</p> <p>本件各備品に係る支出（別表5-3の「区分」欄の「D」の支出）は、本件事業に係る事務所（以下「本件事務所」という。）に備え付けている備品・什器類に係る支出を誤って接待交際費として計上したものであり、購入者の名前が本件妹となっているのは、本件各備品の購入時に請求人が会員カードを持っておらず、一緒にいた本件妹の会員カードを提示したためである。</p> <p>本件各備品のうち、3段チェストという品名のものは、本件事務所内に設置しており、TELベンチという品名のものは、本件事務所の入口横に設置している。</p> <p>(ニ) 意見交換会に係る会費</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p> <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>が平成31年1月24日に開催した、新年講演会・説明会・意見交換会（以下「本件講演会等」という。）の出席者名簿及び配席表には、請求人の名前が記載されておらず、また、請求人が当該意見交換会（以下「本件意見交換会」という。）の会費に係る領収証であると主張する領収証には、宛名やただし書の記載がなく、当該領収証が何の費用に係るものか確認できないため、請求人が本件講演会等に出席した事実は確認できない。         </p> <p> <b>(ホ) 餞別、祝い金等</b> </p> <p>           上記イのとおり、客観的にみて本件事業と直接の関連性を持ち、かつ、業務の遂行上必要な費用であるとは認められない接待交際費は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。         </p> <p>           また、餞別、祝い金等（別表5-1から5-3までの「区分」欄の「F」の各支出）のうち、<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>氏（以下「<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>」という。）に対する祝い金（別表5-2の順号3の         </p>	<p>           請求人は、税理士会の会員及び税務署の職員が参加する本件意見交換会に参加したのであり、その会費（別表5-1の「区分」欄の「E」の支出）が税理士の業務遂行上必要な経費であることは明らかである。         </p> <p>           本件講演会等の配席表には座席指定の特定の者の名前しか記載されていないから、配席表に名前がないことをもって、請求人が本件講演会等に参加していないことにはならない。         </p> <p>           また、原処分庁が、本件意見交換会の会費に係る領収証について、どのように解釈し、業務関連性を否定しているのか明らかでない。         </p> <p> <b>(ホ) 餞別、祝い金等</b> </p> <p>           一般的に、餞別や祝い金等は、親族や友人に関連するもの以外であれば事業と関係なく支出することは考え難い性質のものであるから、支出自体が認められる場合、原処分庁が業務と関係ないことを立証しない限りは、必要経費該当性が認められる。         </p> <p>           また、請求人は、<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>が代表取締役を務める会社との間で、同社と関連する<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>3社の経営状況等         </p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>支出をいい、以下「本件祝い金」という。)については、本件調査の際、領収証等の提示を受けておらず、請求人と[ ]との関係性等も明らかでないため、本件祝い金が本件事業と直接の関連を持ち、業務の遂行上必要なものであるとは認められない。</p> <p>(ハ) その他の接待交際費</p> <p>ある支出が必要経費に該当するかどうかの判断は、請求人の業務の内容や、当該支出の趣旨・目的等の諸般の事情を総合的に考慮し、個々の支出ごとに、社会通念に照らして客観的に行われるべきである。ところが、請求人は、本件接待交際費のうち、上記(イ)から(ホ)以外のもの(別表5-1から5-3までの「区分」欄の「F」(上記(ホ)を除く。)、 「G」及び「H」の各支出)について、贈答等に係る支出の相手先が顧問先等であることを主張するのみで、贈答先、請求人と贈答先の関係、贈答の趣旨及び目的等の接待交際に関する基本要素について明らかにしていないのであるから、当該支出が業務の遂行上必要なものであるか否か確認できないのは当然のこと</p>	<p>に関する助言等を行う契約を締結しており、[ ]は請求人の重要な顧客である。よって、本件祝い金は、本件事業に関連する者に対する社会通念上必要な支出である。</p> <p>(ハ) その他の接待交際費</p> <p>請求人は、顧客先訪問の際の土産、関係先の親族の結婚祝いや香典及び開店祝いに加え、盆暮れの中元、歳暮などの贈答及びバレンタインデーのチョコレート等、細かな気遣いを行い、情誼を重んじることで顧客の歓心を買ひ、売上促進に繋げた。</p> <p>そもそも、贈答用の商品を誰に渡したか、贈答先は取引先か、贈答によりどのように売上拡大に貢献したか等を逐一明らかにすることは贈答という行為の性質上無理であり、このような解釈は不当であるし、請求人は、帳簿上贈答品であることを明記し、領収証等も保存しているのであるから、支出自体に疑わしい点は無く、原処分庁が業務と関連のない費用であることを立証できない限</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>であり、ましてこれらを明らかにすることが贈答という行為の性質上無理であるなどとは認められない。</p> <p>また、請求人が顧客に贈答した旨主張するマスクに係る費用は、単に請求人のマスク購入費用であることが認められ、取引の相手先が顧客であったとしても接待交際費とは認められない。</p> <p>ハ 本件会議費について</p> <p>本件元帳には、飲食店名等が記載されているだけで会議の出席者や会議の内容等が記載されていない。請求人は、本件調査の際、本件調査担当職員から、本件会議費に係る会議の出席者や内容等を明らかにするよう繰り返し求められたのに回答しなかったから、必要経費該当性について相応の立証をしていない。したがって、本件会議費は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。</p> <p>ニ 本件給与賃金について</p> <p>上記(3)の「原処分庁」欄のとおり、本件妹は、所得税法第56条にいう「居住者と生計を一にする親族」に該当し、本件給与賃金の額は、請求人と生計を一にする親族への対価の支払であると認められるため、事業所得の金額</p>	<p>り、業務関連性は認められるべきである。</p> <p>また、接待交際費の支出の目的は、顧客の歓心を買って親密度を深めて今後の取引の円滑な遂行を図ることにあり、コロナ禍において贈答品としてマスクを購入することはその目的にかなうものである。</p> <p>ハ 本件会議費について</p> <p>本件会議費は、請求人が顧客などの関係先訪問の前後に、飲食店等で打合せの準備やその続きを行うことを兼ねて食事等を行った際に生じた費用であり、顧客との打合せに伴うものであるから、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。</p> <p>ニ 本件給与賃金について</p> <p>上記(3)の「請求人」欄のとおり、本件妹は、所得税法第56条にいう「居住者と生計を一にする親族」に該当せず、本件給与賃金の額は、本件妹の正当な労働の対価であるから、事業所得の金額の計算上必要経費に算入するこ</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>の計算上必要経費に算入することはできない。</p> <p>請求人は、青色事業専従者給与に関する届出書を提出していないため、所得税法第57条《事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等》の規定を適用することもできない。</p> <p>ホ 本件地代家賃及び本件支払手数料について</p> <p>上記(3)の「原処分庁」欄のとおり、本件妹は、所得税法第56条にいう「居住者と生計を一にする親族」に該当するところ、本件各年において、請求人が本件妹以外の従業員に対し社宅の提供や家賃の補助を行っていた事実もないのであるから、実態として、請求人は単に請求人自宅に本件妹を同居させていたにすぎない。</p> <p>よって、本件地代家賃及び本件支払手数料（以下「本件地代家賃等」という。）については、請求人が単に自宅に係る家賃、管理料及び保証料を支払ったにすぎないのであり、請求人の業務に関連して支出した経費とは認められず、家事費に該当するから、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。</p>	<p>とができる。</p> <p>ホ 本件地代家賃等について</p> <p>本件地代家賃等は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>から本件事業に従事するために来日した従業員である本件妹のために、事業主である請求人が、住居を準備しその住居に係る費用を負担したものであり、業務上必要な支出であるから、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。</p> <p>また、上記(3)の「請求人」欄のとおり、本件妹が、どのくらいの期間本件事業に従事できるか不確定であったことから、日本で新たに住居を賃借する手間や本件妹の娘の通学の便宜等も考えた結果、請求人と本件妹は本件各家屋で同居していたのである。</p>

(5) 争点5（本件各取引費用は、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。）について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>上記(4)の「原処分庁」欄と同様の理由により、本件各取引費用は必要経費と認められないから、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。</p> <p>令和2年課税期間の消費税等の課税仕入れに算入されていた275,000円はゴルフ会員権の名義書換料であり、請求人が事業として他の者から資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価に該当しない。</p>	<p>上記(4)の「請求人」欄と同様の理由から、本件各取引費用は、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当する。</p> <p>請求人が令和2年課税期間の消費税等の課税仕入れに算入した名義書換料は、顧客等との親交を深めるための費用であり、業務との関連性がある。</p>

4. 当審判所の判断

(1) 争点1 (本件調査の手續に本件各更正処分等を取り消すべき違法があるか否か。) について

イ 法令解釈

(イ) 通則法は、第7章の2《国税の調査》において、国税の調査の際に必要とされる手續を規定しているが、同章の規定に反する手續が課税処分の取消事由となる旨を定めた規定はなく、また、調査手續に瑕疵があるというだけで納税者が本来支払うべき国税の支払義務を免れることは、租税公平主義の観点からも問題があると考えられるから、調査手續に単なる違法があるだけでは課税処分の取消事由とはならないものと解される。

もつとも、通則法は、同法第24条の規定による更正処分、同法第25条《決定》の規定による決定処分、同法第26条《再更正》の規定による再更正処分等について、いずれも「調査により」行う旨規定しているから、課税処分が何らの調査なしに行われたような場合には、課税処分の取消事由となるものと解される。そして、これには、調査を全く欠く場合のみならず、課税処分の基礎となる証拠資料の収集手續に重大な違法があり、調査を全く欠くのに等しいとの評価を受ける場合も含まれるものと解される。ここにいう重大な違法とは、証拠資料の収集手續が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相

当の限度を超えて濫用にわたるなどの場合をいうものと解するのが相当である。

(ロ) 通則法第74条の11第2項に基づく説明は、更正決定等の前段階の手續であり、更正決定等を行う際には、更正通知書において行政手続法第14条に基づく理由を提示することが予定されているところ、通則法第74条の11第2項が規定された趣旨が、税務当局の納税者に対する説明責任を強化するものであるということからすれば、調査終了時の説明は、更正決定等の理由の提示と同程度のものが要求されるものではないというべきであり、税務当局が行った説明の適否は、上記の趣旨を満たすか否かという観点から判断すべきである。

#### ロ 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 本件調査担当職員は、令和4年11月2日、本件調査を開始し、本件事務所において、請求人と面接し、接待交際費、会議費及び本件妹に対する給与賃金の支払状況等について確認するとともに、同日、請求人の承諾を得て、本件事業に係る本件各年分の本件元帳を留め置いた。

(ロ) 本件調査担当職員は、本件各年分の本件元帳のうち、接待交際費の科目について、日付、摘要欄に記載された事項及び支払額を一覧にして、「接待の目的・必要性」欄、「相手方の氏名及び贈答品」欄及び「相手方との関係性」欄を追加した表（以下「本件交際費一覧表」という。）を作成し、令和5年4月26日、同表を請求人に手交し、接待の目的・必要性、相手方の氏名等を記入するよう依頼した。請求人は、体調が悪く、すぐには作成できないものの、手帳に相手先等を全て記載しており、ゴールデンウィーク明けには回答できる旨述べた。

(ハ) 請求人は、多忙や体調不良等を理由に、本件交際費一覧表への記入をせず、令和5年7月4日には、本件調査担当職員に対し、本件交際費一覧表への記入が完成しておらず、範囲を絞ってほしい旨を申し立てた。

(ニ) 上記1の(4)のロの(ロ)のとおり、請求人の税務代理人に選任された本件税理士は、令和5年8月1日、本件調査担当職員に対し、本件交際費一覧表への回答は、1年分であったとしても請求人本人に作業させるのは無理である旨、接待交際費の領収証等については、請求人が提示するので見に来てほしいと言って

いる旨等を述べた。

- (ホ) 本件調査担当職員は、上記(ニ)の申述を受け、令和5年9月4日、同月13日及び同年10月23日、本件事務所において、本件税理士の同席のもと、請求人と面接し、請求人から本件接待交際費に係る領収証などの提示を受け、それらをデジタルカメラで撮影した。

本件調査担当職員は、上記(ニ)の申述を受け、まずは令和3年1月から同年4月までの78件について接待の目的・必要性、相手方の氏名等について聴取しながら解明する方針とし、令和5年10月23日、本件交際費一覧表のうち上記期間の78件のみを記載した表に、請求人から聴取した内容を手書きし、署に戻った後、手書きした内容をエクセルファイルに入力して一覧表を作成した（以下、当該一覧表を「本件回答一覧表」という。）。また、本件調査担当職員は、別表5-3の順号10、34、44、54及び64ほか1件の相手方等について、請求人が分からない旨回答したため、解明するよう依頼した。

- (ハ) 本件調査担当職員は、令和5年11月16日、本件事務所において、本件税理士の同席のもと、請求人と面接した。本件調査担当職員が、同年10月23日に解明を依頼した事項について尋ねたところ、請求人は、相手方等は分からない旨回答したため、同年11月中の回答を依頼するとともに、本件回答一覧表を請求人に手交し、訂正及び追加すべき事項があれば併せて回答するよう依頼した。

請求人が、令和5年11月16日の面接の際、会議費について、顧客等と食事やコーヒーを飲みながら打合せをした際の支払である旨等を述べたため、本件調査担当職員は、請求人に対し、本件各年分の本件元帳のうち、会議費の科目について、日付、「摘要」欄に記載された事項及び支払額を一覧にして、「出席者の氏名」欄、「出席者の住所連絡先」欄、「出席者との関係性」欄及び「会議の内容・必要性」欄を追加した表（以下「本件会議費一覧表」という。）を手交し、会議の出席者や会議の内容等を記入するよう依頼した。

- (ト) 本件調査担当職員は、令和5年12月21日、本件税理士と面接し、本件回答一覧表の確認結果について尋ねると、本件税理士が、自身も請求人も資料を受け取っていない旨述べたため、同一覧表を再度手交した。また、本件調査担当職員が、会議費についても接待交際費と同様の解明をしてほしい旨述べると、本件税理士は、本件調査の方法に問題があるために本件調査に時間を要している

と思われる旨述べた。

(フ) 本件調査担当職員は、令和6年4月2日、本件税理士と面接し、本件元帳に接待交際費として記載されている支出のうち、接待の相手方について、請求人が売上先である旨や仕事紹介のお礼である旨等を回答した23件について、本件元帳中の売上先であることが分かる部分を示すなどして説明するよう依頼し、回答欄を設けた一覧表を手交した。

(リ) 本件税理士は、令和6年5月15日及び同月24日、本件調査担当職員に対し、上記(フ)の一覧表に、具体的な企業名や[ ]、[ ]等と記入したもの及び本件元帳中の売上先名が記載された部分の写しを提出した。同日、本件調査担当職員が、本件税理士に対し、既に提出されたもの以外に本件元帳の写しを提出することはできないということであるか尋ねたところ、本件税理士は、[ ]や[ ]の関係はそもそも取引先ではないため提出できる書類はなく、それ以外も提出できる書類はないということでよい旨述べた。

(ヌ) 本件調査担当職員は、令和6年6月18日、本件税理士の事務所において、請求人及び本件税理士と面接し、通則法第74条の11第2項に規定する調査結果の説明として、更正すべきであると認めた額及びその理由について、税目ごとに説明した(例えば、本件接待交際費及び本件会議費については、事業に係る業務との関連性が明らかではなく業務の遂行上必要な支出と認められないためである旨を、本件給与賃金については、請求人と生計を一にする本件妹への対価の支払であり、また青色事業専従者給与に係る届出書は提出していないためである旨を説明した。)

本件調査担当職員が、「修正申告等について」と題する書面を手交したのに対し、請求人は、修正申告書を提出する意思がないことを理由に、当該書面を受領した旨の署名をすることは拒否した。

#### ハ 検討及び請求人の主張について

(イ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のイのとおり、本件調査に協力し、業務との関連性について説明し、資料を提示したのに、原処分庁は、請求人の説明や証拠資料について一切考慮することなく、本件各更正処分等をしたのであるから、税務調査の裁量権の範囲を逸脱しており、本件調査の手続は違法である旨主張する。

しかしながら、本件調査担当職員は、本件交際費一覧表及び本件会議費一覧表を請求人に手交して回答を求めたものの、請求人が本件交際費一覧表に記入しないため、請求人から聴取した内容を整理して本件回答一覧表を作成し、請求人の求めに応じて本件事務所で本件接待交際費の領収証などを確認し、特定の費用に関して説明や資料の提出を具体的に求めるなど、必要経費の把握に向けた働き掛けをしていたといえる（現に、原処分庁は、複数の費目について、本件調査における請求人の説明も踏まえて必要経費該当性を肯定した。）。したがって、本件調査に税務調査の裁量権の範囲を逸脱したなどという事情はないから、本件調査の手續に違法はないというべきであって、本件各更正処分等の取消事由となるような重大な違法がないことも明らかである。

請求人は、本件会議費一覧表の手交を受けたことがない旨主張するが、令和5年11月16日付の本件調査担当職員作成に係る調査報告書には、本件会議費一覧表を請求人に手交した旨記載され、同一覧表が添付されているところ、請求人が、既に本件交際費一覧表への記入が求められていた状況において、会議費について聴取された際に、本件会議費一覧表が手交され記入を求められたという経緯は自然である上、上記口の(ト)のとおり、本件税理士は、同年12月21日の面接において、本件回答一覧表は手交されていない旨述べた一方、本件会議費一覧表についてはそのように述べたとは認められないことをも踏まえれば、請求人が、本件会議費一覧表の手交を受け、記入を求められた事実があったと認めるのが相当である。

したがって、請求人の上記主張は理由がない。

(ロ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄の口のとおりに、原処分庁は、請求人が示した証拠資料について、どのような事実認定を行い、どのような法令解釈によって結論に至ったのかについての説明をしておらず、必要な調査結果の説明がされていないから調査手續には本件各更正処分等を取り消すべき違法がある旨主張する。

しかしながら、上記口の(ヌ)のとおり、本件調査担当職員は、請求人及び本件税理士に対し、更正すべきであると認めた額及びその理由の概要について、税目ごとに説明したところ、請求人自身が税理士であり、上記説明を理解する能力を有しており、また、代理人である本件税理士も立ち会っていたのであるから

ら、上記説明の内容を踏まえれば、請求人は、修正申告をするか否かの判断をすることができたというべきである。したがって、本件調査の結果説明は、通則法第74条の11第2項の要請を満たしているといえる。

よって、請求人の主張は理由がない。

(ハ) 以上のことから、本件調査に係る手続の違法に関する請求人の主張は採用することができず、本件調査に係る調査手続に本件各更正処分等の取消事由となる違法はない。

(2) 争点2（本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か。）について

イ 法令解釈

(イ) 行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしている趣旨は、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たことにあるから、当該処分の理由が、不利益処分の根拠について、上記趣旨を充足する程度に具体的に明示するものであれば、同項本文の要求する理由の提示として不備はないものと解するのが相当である。

(ロ) 所得税法第155条第2項が青色申告に係る所得税について更正をする場合には更正通知書に更正の理由を付記すべきものとしているのは、法が、青色申告制度を採用し、青色申告に係る所得の計算については、それが法定の帳簿組織による正当な記載に基づくものである以上、その帳簿の記載を無視して更正されることがないことを納税者に保障した趣旨に鑑み、原処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たことにあるというべきである。

したがって、帳簿書類の記載自体を否認して更正する場合、更正通知書に付記すべき理由としては、単に更正に係る勘定科目とその金額を示すだけでなく、そのような更正をした根拠を帳簿書類の記載以上に信ぴょう力のある資料を摘示することによって具体的に明示することを要するが、帳簿書類の記載自体を否認することなしに更正をする場合においては、当該更正は納税者による帳簿の記載を覆すものではないから、更正通知書記載の更正の理由が、そのような

更正をした根拠について帳簿記載以上に信ぴょう力のある資料を摘示するものでないとしても、更正の根拠を上記の原処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものである限り、法の要求する更正理由の付記として欠けるところはないと解するのが相当である。

ロ 検討及び請求人の主張について

(イ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のイのとおり、原処分庁が、資料の調査内容やその結果認定した事実、結果に至る判断過程及び業務との関連性を否定する理由等を記載していない以上、本件各更正処分等の理由の提示は、法の趣旨を没却した不十分なものである旨主張する。

しかしながら、本件各更正処分等に係る各通知書には、上記1の(4)のハの(ハ)のとおり、本件各費用に係る各支出の年月日及び金額等、原処分庁が認定した事実の要点及び本件各費用を必要経費に算入することはできないなどと評価した理由、それを基に計算した税額及び根拠法令等が具体的に記載されており、請求人において、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して当該処分がなされたのかを了知し得るものであったといえる。そのため、本件各更正処分等に係る各通知書の理由付記については、原処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものといえるから、法の要求する更正理由の付記として欠けるところはないといふべきである。

(ロ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のロのとおり、青色申告に対する更正処分の理由付記制度の下では、帳簿の記載自体を否定して更正する場合、更正に係る勘定科目及び金額を示すだけでなく、更正をした根拠を、帳簿の記載以上の信ぴょう力のある資料により具体的に明示する必要があるところ、原処分庁は何らの資料の摘示も行わず、一律に請求人の帳簿その他の資料の記載を無視して否認しており、青色申告者に対する更正処分の理由付記の趣旨に反している旨主張する。

しかしながら、原処分庁は、上記(1)のロのとおり、課税処分の基礎となる証拠資料として請求人が作成した本件元帳や領収証等を収集し、本件各費用について、本件元帳に記載された支出があったこと自体は前提とした上で、本件各

年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないなどと評価したものであって、本件各更正処分等は、本件元帳の記載自体を否定してされたものではない。

したがって、上記イの(ロ)のとおり、本件各更正処分等の各通知書に記載の理由付記が帳簿記載以上に信ぴょう力のある資料を摘示するものでないとしても、上記(イ)のとおり、当該処分の理由は、更正の根拠を原処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものと認められるから、法の要求する更正理由の付記として欠けることはないというべきである。

ハ 以上のことから、本件各更正処分等に係る各通知書の理由付記に不備はなく、この点に関する請求人の主張は理由がない。

(3) 争点3 (本件妹は、所得税法第56条に規定する「居住者と生計を一にする親族」に当たるか否か。) について

本件では、本件各費用を必要経費に算入することができるかについて争いがあるところ、本件各費用のうち、本件給与賃金については、本件妹が、所得税法第56条に規定する「居住者と生計を一にする親族」に当たるか否かについて争いがあるため、まず、この点について検討する。

#### イ 法令解釈

所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、その居住者の営む事業に従事したこと等により、その事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額を居住者の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入しない旨規定している。

ここにおける「生計を一にする」とは、同一の生活共同体に属して、日常生活の糧を共通にしていることをいうものと解される。所得税基本通達2-47(2)は、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は納税者と生計を一にするものとする旨定めているところ、これは、親族が納税者と同一の家屋に起居している場合、通常は日常生活の糧を共通にしているものと考えられることから、両者間で日常の生活費における金銭面の区別が不明確である場合は、事実上の推定が働くことを注意的に明らかにしたものと解することができ、当審判所においても相当

と認められる。

この場合において、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められるためには、少なくとも家事上の共通経費について実費の精算が行われ、家事上の支出に関して親族間における債権債務の発生及び決済の状況が明らかにされていることが必要であるというべきである。

#### ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 本件妹は、平成31年3月12日に来日し、[ ]で請求人及び本件妹の子と同居し、令和2年11月18日、上記兩名と共に、[ ]から[ ]へ転居した。

(ロ) 本件各家屋の間取りは、いずれも3LDKであり、台所、浴室及びトイレはいずれも一つであり、電気・ガス・水道のメーターもそれぞれ一つであった。また、[ ]の水道料金は、本件妹名義の銀行口座から振り込まれていた。

#### ハ 検討

平成31年3月12日から現在に至るまで、請求人と本件妹は同一の家屋に起居していることから、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められるような事情があるか否かについて検討する。

この点、請求人は、上記3の(3)の「請求人」欄のとおり、食費や家計費については、請求人と本件妹が別々に負担しており、本件各家屋の光熱費については、本件妹が負担していた旨主張するものの、[ ]の水道料金が本件妹の銀行口座から振り込まれていたこと以外に上記主張を裏付ける資料は見当たらない。そして、水道料金の支払を本件妹が負担していたとしても、それは生活費の一部を本件妹が負担していたというにすぎず、そのことをもって請求人と本件妹との間で日常の生活費における金銭面の区別が明確になっていたとはいえない。また、当審判所の調査及び審理の結果によっても、請求人と本件妹との間で、家事上の共通経費について実費の精算が行われ、家事上の支出に関して債権債務の発生及び決済の状況が明らかにされていることを裏付ける事実は認められない。

以上のことから、請求人と本件妹との間に、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められるような事情は見当たらないから、本件妹は、請求人と「生

計を一にする」親族に当たるものと事実上推定される。

ニ 請求人の主張について

請求人は、上記3の(3)の「請求人」欄のとおり、本件妹は、          において夫とともに所帯を構えており、いつまで日本で本件事業に従事できるか不確定であったことから、住居を構える煩雑さを考慮し、本件各家屋で請求人と同居することとなったものであり、単なる同居親族にすぎず、生計を一にする親族には該当しない旨主張する。

しかしながら、請求人と本件妹との間で家事上の共通経費の精算が行われていることや、本件妹が          にいる夫と生計を一にすることを示す証拠は見当たらないのであるから、請求人の上記主張を踏まえても、請求人と本件妹との間に、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められるような事情は見当たらず、上記の推定がされることに変わりがない。

ホ 小括

したがって、本件妹は、請求人と「生計を一にする」親族に当たると認めるのが相当である。

(4) 争点4（本件各費用は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か。）について

イ 法令解釈

(イ) 所得税法第37条第1項に規定する「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」とは、当該支出が所得を生ずべき業務と直接関連を持ち、かつ、業務の遂行上必要なものに限られると解するのが相当である。

そして、その判断は、単に業務を行う者の主観的な動機・判断によるのではなく、当該業務の内容や、当該支出の趣旨・目的等の諸般の事情を総合的に考慮し、社会通念に照らして客観的に行わなければならないと解される。

(ロ) 所得税法第45条第1項第1号及び所得税法施行令第96条の各規定によれば、家事関連費については、①家事関連費の主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なものであり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費、又は②青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事関連費のうち、取

引の記録等に基づいて、事業所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費に限って必要経費に算入される。

(ハ) 事業所得の金額は、総収入金額からこれに対応する必要経費を控除して算出するものであるから、必要経費の存否及びその額についても、その立証責任は原処分庁にあるといえることができる。もっとも、立証責任は、裁決をするに当たり、主要事実の存否につき真偽不明となった場面で機能するものにすぎず、審理手続の終結までに、立証責任を負担しない納税者において、必要経費に関し何らの説明や証拠の提出をしなくても不利益を被ることはないということの意味するものではない。そして、必要経費の存否及びその額は、所得を算定する上での減算要素であって納税者に有利に働く事情である上、納税者の支配領域内の出来事であるから、必要経費該当性について争いのある支出については、納税者において、当該具体的支出の内容を明らかにし、必要経費該当性について相応の説明や証拠の提出をしない場合には、審理手続の終結までに現れた資料、調査及び審理の結果認められる種々の事情次第では、必要経費に該当しないことが事実上推定されることがあるものというべきである。

ロ 本件接待交際費について

(イ) はじめに

別表5-1から5-3までは、請求人が本件各年分の接待交際費として本件元帳に記載したもののうち原処分庁により必要経費該当性を否認されたものを年分ごとに日付順に記載（令和3年分において請求人が決算修正で「会議費」から「接待交際費」に振り替えたものについては、別表5-3の末尾に日付順に記載）し、請求人が本件元帳に記載した「日付」欄、「支払先」欄及び「金額」欄に加えて当審判所が当該支出を分類するための「区分」欄を記載したものである。なお、原処分関係資料によれば、請求人は、本件元帳に記載した本件各年分の接待交際費を含む必要経費と主張する支出に関する領収証の一部を原処分庁に提示若しくは提出したことが認められる。

(ロ) 本件ゴルフプレー代等

A 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

- (A) 請求人は、本件各年において、合計200回を超えるゴルフプレーをしていたところ、本件調査において提示された本件ゴルフプレー代等に係る領収証のほぼ全てが請求人個人宛で、請求書のうち利用人数の記載があるものの多くには1名である旨記載され、数量の記載があるものの大半には、数量の欄に「1」と記載されていた。請求書のうち、2名又は3名で利用した旨記載されたものも数通あるが、請求人以外の氏名の記載が確認できるものはほとんどない。なお、請求人以外の個人名が宛名となっている領収証も散見される。
- (B) 本件元帳には、本件ゴルフプレー代等について、支払日、ゴルフ場名や支払金額が記載されているが、接待の相手方、本件事業との関連性等についての記載は見当たらない。
- (C) 請求人は、令和5年11月16日、本件調査担当職員から、ゴルフの同伴者について尋ねられたのに対し、ゴルフのスコアカードの一部を提示した。
- (D) 請求人は、本件ゴルフプレー代等として、別表5-1から5-3までの「区分」欄の「A」の各金額を、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入した。

B. 検討及び請求人の主張について

請求人は、顧客獲得に向けた営業活動や同業者との情報交換等のために、ゴルフを通じた交流が必要であるとして、本件ゴルフプレー代等を必要経費に算入することができる旨主張する。

しかしながら、そもそも、上記Aの(B)のとおり、本件元帳には、接待の相手方が記載されていない。また、上記Aの(A)のとおり、請求人が支払ったゴルフプレー代等は、その大半が、請求人のみに係る費用であったと認められるのであり、同伴者の有無が不明である。請求書のうち請求人以外の氏名が記載されているもの（上記Aの(A)）や、同伴者の氏名が説明されているもの（同(C)）についても、当該ゴルフプレーが、本件事業と直接の関連を持ち、本件事業の遂行上必要であることについて、請求人において具体的な説明や資料の提出をしていないことを併せ考えれば、本件ゴルフプレー代等は、必要経費に該当しないことが事実上推定される。

以上によれば、本件ゴルフプレー代等は、本件各年分の本件事業に係る事



本件事業の遂行上、本件ゴルフ大会を開催しなければならない必要性があるとも認められない。したがって、請求人の主張を踏まえても、本件ゴルフ大会に係る費用は、本件事業と直接の関連を持たず、本件事業の遂行上必要なものではないと言わざるを得ない。

以上によれば、本件ゴルフ大会に係る費用は、令和元年分の本件事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

(二) 本件ロータリークラブ年会費等について

A 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(A) 請求人は、本件ロータリークラブ年会費等として、別表5-1から5-3までの「区分」欄の「C」（別表5-1の順号39から43まで、同197、別表5-2の順号8から10まで、同117から119まで、別表5-3の順号3、同166から168まで及び同361）の各金額を本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入した。

(B) 本件ロータリークラブの綱領には、要旨、次のとおり記載されている。

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2 事業及び専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第3 ロータリアン全てが、その個人生活、事業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

B 検討及び請求人の主張について

請求人は、本件ロータリークラブへの入会は[ ]での顧客獲得を目的とするものであるなどとして、本件ロータリークラブ年会費等を必要経費に算入

することができる旨主張する。

本件ロータリークラブは、上記Aの(B)のとおり綱領を定めており、当該綱領に従って、各種の奉仕活動を行うとともに、会員同士の親睦を深めたり、講演や会話を通じて教養を高めたりするなどの活動をしていたものと認められるのであって、いずれも営利性、有償性を有しないことや、請求人がこれらの活動を行うことにより報酬を得ていた事情も見当たらないことからすると、本件ロータリークラブの活動のために支出する本件ロータリークラブ年会費等は、税理士又は行政書士としての本件事業と直接関連を持ち、本件事業の遂行上必要なものであるということとはできない。請求人が本件ロータリークラブに加入した主たる動機が、本件ロータリークラブの各会員と親睦を深めることにより顧客獲得につながり得ると考えたことにあり、実際に売上げの拡大につながっていたとしても、それは、本件ロータリークラブ年会費等を支出したことによる間接的、副次的に生ずる効果にすぎないとみるのが相当である。

したがって、本件ロータリークラブ年会費等は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

(ホ) 本件各備品について

A 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(A) 請求人は、本件妹が令和3年10月15日に、                    （以下「          」という。）において本件各備品を購入した費用として、別表5-3の「区分」欄の「D」（同表の順号330）の金額を令和3年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入した。

(B) 本件各備品に係る          作成の「納品書【領収書】」と題する書類には、令和3年10月15日に購入した商品名として「3段チェスト」（品番5215163）と「TELベンチ」（品番5215103）が記載されている。他方、          作成の「注文請書（正）」と題する書類では、同日に購入された商品は「3段チェスト」（品番5215163）、「コンソール」（品番5215163）及び「フットスツール」（品番5215103）である旨、「3段チェスト」及び「コンソール」

ル」は同月21日に本件事務所に配達された旨並びに「フットスツール」は同月15日に購入者が持ち帰った旨記載されている。

(C) 請求人は、本件各備品のうち、3段チェスト（上記(B)の「注文請書（正）」と題する書類に記載の「3段チェスト」と同じもの。以下「本件3段チェスト」という。）を本件事務所内に、TELベンチ（上記(B)の「注文請書（正）」と題する書類に記載の「コンソール」と同じもの。以下「本件TELベンチ」という。）を本件事務所の入口横に、それぞれ設置し、使用している。

(D) 本件各備品のうち、本件3段チェスト及び本件TELベンチの購入金額は、別表6（品番5215163に係るもの）のとおり、合計90,910円（税込価額100,001円）である。

#### B 検討及び当事者の主張について

上記Aの(B)及び(C)のとおり、本件3段チェスト及び本件TELベンチは本件事務所に配達され、本件3段チェストは本件事務所内に、本件TELベンチは本件事務所の入口横にそれぞれ設置され、使用されていることからすると、本件3段チェスト及び本件TELベンチは、本件事務所の備品として本件事業を遂行するために用いられていると評価できる。そうすると、本件3段チェスト及び本件TELベンチの購入費用は、客観的にみて本件事業と直接関連を持ち、本件事業の遂行上必要なものであると認められる。なお、原処分庁は、上記の各備品について、購入者が本件妹であることやその用途等が明らかでない旨主張するのみであり、本件事業との直接関連性が認められないことについての立証を果たしているとはいえない。

他方、上記Aの(B)のフットスツールについては、本件3段チェスト及び本件TELベンチとは異なり、購入者が持ち帰ったとされているため、本件事務所に設置されていないことがうかがわれること、請求人は、当該フットスツールを本件事務所に設置していることに関して説明をせず、これを示す証拠も提出しないことからすれば、当該フットスツールの購入費用は、必要経費に該当しないことが事実上推定される。

そうすると、本件3段チェスト及び本件TELベンチの購入金額の合計90,910円（税込価額100,001円）（上記Aの(D)）は、本件事業と直接関連を持

ち、本件事業の遂行上必要なものであると認められるから、請求人が主張する金額のうち100,001円を、令和3年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

(ハ) 本件意見交換会の会費について

A 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(A) 請求人は、平成31年1月24日、主催の本件講演会等のうち本件意見交換会に出席した費用として、別表5-1の「区分」欄の「E」（同表の順号37）の金額を令和元年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入した。

本件講演会等は、午後3時30分から午後5時までのジャーナリストによる講演会、午後5時10分から午後5時50分までのの統括国税調査官による「平成30年分所得税確定申告について」と題する説明会及び午後6時からの当該説明会担当者を含む複数の税務署幹部も出席する意見交換会の3部から構成されていた。講演会及び説明会には会費を支払う必要はないのに対し、本件意見交換会には会費として5,000円を支払う必要があった。

(B) 請求人は、当審判所に対し、発行者をとする領収証の写しを提出し、この写しには、平成31年1月24日に5,000円を領収した旨が記載されている。

B 検討及び原処分庁の主張について

請求人は、本件意見交換会に参加し、その会費として5,000円を支払ったところ、本件意見交換会の会費は必要経費に算入することができる旨主張する。

上記Aの(A)のとおり、本件講演会等はが主催したものであり、開催された説明会は、確定申告の直前の時期に、税理士業務の一つである税務書類の作成等に関して税務署職員から説明を受けるというものであるから、税理士業務に直接関連するということができる。

そして、本件意見交換会はそのような税理士業務に直接関連する説明会の直後に行われ、本件講演会等で説明会を担当した税務署の幹部も出席してい

たことからすると、説明会での内容に関する意見交換を行うことも想定されるものであって、説明会と一体性を有することは否定できない。また、金額が5,000円と社会通念上相当な範囲であることからしても、本件意見交換会の費用が、客観的にみて本件事業と直接関連を持たないとも、本件事業の遂行上必要でないとも認められない。

これに対して、原処分庁は、請求人の本件意見交換会への出席の有無を争うのみであり、上記Aによれば、請求人が本件意見交換会に出席したことが認められる。

以上によれば、本件意見交換会の会費5,000円については、令和元年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

(ト) 本件祝い金について

A 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(A) 請求人は、令和元年11月、の会長であるから、のの受章を祝う会の招待を受け、令和2年1月6日、同会に出席する際、本件祝い金を持参したとして、別表5-2の「区分」欄の「F」の各支出のうち同表の順号3の金額を令和2年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入した。

(B) は、少なくとも令和元年5月30日から令和5年5月29日まで の取締役を、また、少なくとも令和元年7月4日から令和5年7月16日まで (以下「 」という。)の代表取締役を、それぞれ務めていた。

(C) 請求人は、 との間で、平成30年5月22日付で、 が出資した法人の経営状況に関してアドバイザーとして請求人が専門的な業務を行う旨の契約を締結し、本件元帳の税理士売上には、 からの売上げが計上されている。

B 検討及び原処分庁の主張について

上記Aの(B)及び(C)のとおり、 は請求人の顧客である の代表取締役を務めており、本件祝い金は、 の受章祝いとして支出した

ものであると認められ、その金額が30,000円と社会通念上相当な範囲であることからしても、本件祝い金の支出は、客観的にみて本件事業と直接関連を持ち、かつ、本件事業の遂行上必要であるといえる。

これに対して、原処分庁は、請求人と [REDACTED] の関係性が不明である旨などを主張するのみであり、本件事業との直接関連性が認められないことについての立証を果たしているとはいえない。

したがって、本件祝い金は、客観的にみて本件事業と直接関連を持ち、かつ、本件事業の遂行上必要なものであると認められるから、本件祝い金30,000円については、令和2年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

(f) その他の接待交際費について

A 贈答品（本件元帳の摘要欄に「贈答品」及び「中元」と記載されているもの。別表5-1から5-3までの「区分」欄の「G」を指す。）について

(A) 請求人が個別に主張する支出について

a 請求人は、別表5-2の順号60の支出について、顧客への贈答品のためのマスク購入にかかる費用であるとして、必要経費に算入することができる旨主張する。

確かに、当該支出について、本件元帳中の日付欄には令和2年4月30日との記載があり、摘要欄には「 [REDACTED] (贈答品・マスク)」との記載があるところ、同日付で [REDACTED] が請求人宛に発行した領収証によれば、請求人が同人からマスクを代金20,000円で購入した事実があったと認められる。そして、請求人は、当該マスクを複数の顧客に贈答した旨主張していると解されるが、請求人の主張によっても、当該マスクを贈答した相手先は複数にわたり、個別の贈答にかかる金額は不明である上、贈答の相手先と本件事業との関連性についての説明やこの関連性を示す証拠は見当たらず、請求人において、マスクの購入費用が、本件事業と直接の関連を持ち、本件事業の遂行上必要であることについて相応の説明も証拠の提出もしていないという状況の下においては、当該費用は必要経費に該当しないものと事実上推定される。

以上によれば、別表5-2の順号60の支出を、令和2年分の本件事業

に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

- b 請求人は、別表5-2の順号91の支出について、顧問先会社の代表取締役である■■■■■(以下「■■■■■」という。)に対する贈答品の購入費用であるとして、必要経費に算入することができる旨主張する。

請求人提出資料及び原処分関係資料によれば、請求人が、平成28年12月12日、■■■■■が代表取締役を務める■■■■■との間で顧問契約を締結したこと及び同社は本件事業の売上先であることが認められる。また、贈答品の金額が10,780円と社会通念上相当な範囲であることを併せ考慮すれば、別表5-2の順号91の支出は、客観的にみて本件事業と直接関連を持たないとも、本件事業の遂行上必要なものでないとも認められない。

他方、原処分庁は、同支出についての業務遂行上の必要性や、贈答をした事実が明らかでない旨主張するが、そのような必要性や贈答の事実がなかったことをうかがわせる事情を主張せず、証拠も提出しないのであるから、業務遂行上の必要性や贈答の事実がなかったと認めるには足りない。

以上によれば、別表5-2の順号91の支出は、令和2年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

- c 請求人は、別表5-3の順号373の支出について、■■■■■(■■■■■)氏(以下「■■■■■」という。)からの紹介により会社と顧問契約を締結したとして、■■■■■への贈答品の購入費用は必要経費に算入することができる旨主張する。

請求人提出資料によれば、請求人が、令和6年4月23日、■■■■■が代表取締役を務める■■■■■(以下「■■■■■」という。)との間で顧問契約を締結したことが認められる。しかしながら、本件元帳によっても、■■■■■が、本件各年において、本件事業における売上先であったとは認められず、顧問契約の締結時期からしても、別表5-3の順号373の支出がされた令和3年において、■■■■■と本件事業との関連性があったことに合理的な疑いがある状況にある上、本件元帳の摘要欄には、■■■■■の氏名に続いて「贈答2名」との記載があり、

借方金額欄に40,000円との記載があるが、請求人は、          以外の1名が誰であるか、          への贈答品の購入費用の金額がいくらであるかについて明らかにせず、請求人において、別表5-3の順号373の支出が本件事業と直接の関連を持ち、本件事業の遂行上必要であることに關し相応の説明や証拠の提出もしていないという状況の下においては、当該支出は必要経費に該当しないことが事実上推定される。

以上によれば、別表5-3の順号373の支出は、令和3年分の本件事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

(B) 請求人が伝票に基づき主張する支出について

請求人は、贈答にかかる支出の一部について、宅配伝票の控え及び国際郵便伝票の控え（以下「宅配伝票等」という。）を提出し、贈答品を相手先に贈答した事実があったとして、贈答品の購入金額を必要経費に算入することができる旨主張するため、以下、検討する。

a 請求人が宅配伝票等を提出するもののうち、別表5-2の順号181及び260並びに別表5-3の順号133、134、187及び385の各支出については、日付、購入店舗名、品名等に照らし、本件元帳に記載のとおり購入された贈答品が、宅配伝票等に記載のとおり相手先に送付されたと考えて矛盾しない。そして、本件元帳によれば、宅配伝票等に記載の相手先は、本件事業における売上先であると認められる。また、上記各支出の金額が、いずれも社会通念上相当な範囲であることからしても、上記各支出は、本件事業に直接関連を持たないとも、本件事業の遂行上必要でないとも認められない。

したがって、別表5-2の順号181及び260並びに別表5-3の順号133、134、187及び385の各支出は、令和2年分及び令和3年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

b 他方、請求人が宅配伝票等を提出し、必要経費に該当する旨主張する支出のうち、上記の各支出を除くものについては、請求人の主張を前提としても、本件元帳に記載のとおり購入された贈答品が複数の相手先に送付されたため個別の相手先に送付した贈答品の購入金額が不明であること、個別の相手先に送付した贈答品の購入金額が判明するものであつ

ても当該相手先が本件事業の売上先であるか明らかでないこと又は金額が高額であることにより、必要経費に該当しないと事実上推定されてもやむを得ないというべきである。

したがって、請求人が宅配伝票等を提出し、必要経費に該当する旨主張する支出のうち、上記の各支出を除くものについては、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

(C) その他の支出について

贈答品の購入にかかる支出のうち、上記(A)及び(B)で検討した以外のものは、本件元帳に贈答の相手先が記載されておらず、又は相手先が記載されているものであっても、本件事業との関連性が不明であり、請求人は相手先に関する説明や証拠の提出をしない上、請求人が提出した「ご進物品購入申込票」を見ても、贈答の具体的な時期は明らかではないといった事情があることからすると、贈答品の購入にかかる支出のうち、上記(A)及び(B)で検討した以外のものは、必要経費に該当しないと事実上推定されてもやむを得ないというべきである。

B 餞別等（本件元帳の摘要欄に餞別、祝い金、香典等と記載されているもの。別表5-1から5-3までの「区分」欄の「F」（本件祝い金（別表5-2の順号3）は除く。）を指す。）について

(A) 請求人が個別に主張する支出について

請求人は、別表5-3の順号164の支出について、顧問先である  
 ( ) (以下「 」という。)の副館長に対して、転勤の際の餞別20,000円（以下「本件餞別」という。）を交付したとして、必要経費に算入することができる旨主張する。

請求人提出資料及び本件元帳によれば、請求人が、平成29年8月10日、との顧問契約を締結したこと及びは本件各年において本件事業に係る売上先であることが認められる。また、本件餞別の金額が20,000円と社会通念上相当な範囲であることを併せ考慮すれば、本件餞別の支出は、客観的にみて本件事業と直接関連を持たないとも、本件事業の遂行上必要なものでないとも認められない。

これに対して、原処分庁は、本件餞別についての業務遂行上の必要性や、



たことが認められるが、その時期・内容や、と本件事業との関連性が説明されていないことに照らし、必要経費に該当しないことが事実上推定される。)

したがって、餞別等のうち、別表5-3の順号164及び別表5-1の順号139以外の支出は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

C 上記A及びB以外の支出(別表5-1から5-3までの「区分」欄の「H」を指す。)について

その他の接待交際費のうち、上記A及びB以外の支出については、本件元帳に相手先が記載されておらず、又は相手先が記載されているものであっても、本件事業との関連性が不明であり、請求人は、本件調査において、本件事業との関連性について説明するよう求められていたのに、これに回答せず、本審査請求においても踏み込んだ説明をしなかったことから、必要経費に該当しないことが事実上推定される。

したがって、その他の接待交際費のうち、上記A及びB以外の支出については、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

ハ 本件会議費について

請求人は、上記3の(4)の「請求人」欄のハのとおり、本件会議費は、顧客等の関係先訪問の前後に飲食店等で打合せの準備やその続きを行うことを兼ねた取引先との飲食費等であるから必要経費に算入することができる旨主張する。

本件会議費について、本件元帳には、支払日、支払先、消費税率、相手勘定科目及び支払金額は記載されているが、会議の相手方、会議の内容・必要性についての記載は見当たらない。また、請求人は、本件調査において、本件会議費一覧表を手交され、会議の相手方や会議の内容・必要性等を明らかにするよう求められたのに、これに回答せず、本審査請求においても、これらを具体的に明らかにしなかったのであるから、本件会議費については、必要経費に該当しないと事実上推定されてもやむを得ないというべきである。

したがって、本件会議費は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

## ニ 本件給与賃金について

上記(3)のハのとおり、本件妹は、請求人と「生計を一にする」親族に該当する。したがって、本件給与賃金は、請求人と生計を一にする親族に対して、請求人の営む事業所得を生ずべき事業に従事したことにより当該事業から支払を受ける対価に該当することから、所得税法第56条の規定により、請求人の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

なお、請求人は、青色申告者であるところ、青色事業専従者給与に関する届出書を提出していないから、所得税法第57条第1項の規定が適用されることもない。

## ホ 本件地代家賃等について

## (イ) 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

請求人は、本件各年分の地代家賃等の金額として、本件事務所に係る家賃等のほか、請求人の業務に従事する本件妹に用意した住居に係る費用として■■■■に係る賃料、管理費、家賃保証料及び基本保証料の一部を、地代家賃又は支払手数料として別表3の「請求人主張額」欄の各「地代家賃」欄及び「支払手数料」欄のとおり、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入している。

## (ロ) 検討及び請求人の主張について

請求人は、上記3の(4)の「請求人」欄のホのとおり、本件地代家賃等は、■■■■から本件事業に従事するために来日した従業員である本件妹のために、事業主である請求人が住居を準備し費用を負担したものである旨主張する。

しかしながら、本件地代家賃等は、上記(イ)のとおり、請求人が居住する■■■■に係る家賃等の一部であり、■■■■を本件事業の用に供していることを示す資料等もないことから、■■■■に本件妹を住まわせており、本件妹が本件事業に従事していたとしても、本件地代家賃等は家事費に該当する。したがって、本件地代家賃等は、請求人の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

## ヘ 小括

以上にに基づき、当審判所において計算すると、本件各費用のうち本件各年分の

事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき各金額は、それぞれ別表7-1の「審判所認定額」欄の「必要経費」欄のとおりとなる。

(5) 争点5（本件各取引費用は、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。）について

イ 法令解釈

消費税法第2条第1項第12号にいう課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいうところ、同法において仕入税額の控除が認められているのは、税負担の累積を防止するためであるから、課税仕入れに該当するのは、消費税額の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額（同法第28条《課税標準》第1項）、すなわち、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（同法第2条第1項第8号）の対価の額を生じることとなる事業と関連するものでなければならないというべきである。このような仕入税額控除の趣旨等からすれば、必要経費（所得税法第37条第1項）に算入することができないものや、家事関連費のうち必要経費に算入することができないもの（同法第45条第1項第1号及び所得税法施行令第96条）は、課税仕入れに該当しない。

ロ 検討及び請求人の主張について

請求人は、上記3の(5)の「請求人」欄のとおり、本件各取引費用は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額に該当することと同様の理由から、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当する旨主張する。

上記(4)のとおり、本件各費用のうち、上記(4)のロの(ホ)、(ハ)、(ト)、(フ)のAの(A)のb、同(B)のa、同Bの(A)及び同(B)のaは、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるから、消費税法上はいわゆる不課税取引に該当する上記(4)のロの(ト)（別表5-2の順号3）、同(フ)のBの(A)（別表5-3の順号164）及び同(B)のa（別表5-1の順号139）を除き、本件各課税期間の課税仕入れに該当する。

一方、上記(4)のとおり、本件各費用のうち上記以外のものは、いずれも本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができないから、上記イのとおり、そのうちの本件各取引費用も、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないことになる。

また、請求人は、令和2年課税期間において、ゴルフ会員権の名義書換料275,000円を課税仕入れに係る支払対価の額に計上しているが、上記(4)のロの(ロ)のBのとおり、本件ゴルフプレー代等は請求人の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないから、本件ゴルフプレー代等に関連するゴルフ会員権の名義書換料についても、令和2年課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

以上にに基づき、当審判所において計算すると、本件各取引費用のうち本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するとすべき金額は、別表7-2の「審判所認定額」欄の「控除対象仕入税額」欄のとおりとなる。

(6) その他（本件ゴルフ大会に係る収入について）

イ 認定事実

原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

請求人の令和元年分の本件元帳には雑収入として、本件ゴルフ大会に係る収入金額150,000円が計上されており、本件各更正処分等においても、当該収入金額については、請求人の総収入金額から減額されていない。

ロ 検討

原処分庁は、原処分において、上記3の(4)の「原処分庁」欄のロの(イ)のとおり、本件ゴルフプレー代等は請求人の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないことを前提として、本件各年分の本件事業に係る事業所得の金額を算定しており、本件ゴルフ大会に係る支出についても、令和元年分の事業所得の金額の計算上必要経費への算入を認めていない。それにもかかわらず、上記イのとおり、請求人の令和元年分の本件元帳に雑収入として計上された本件ゴルフ大会に係る収入金額150,000円については、請求人の事業所得の金額の計算上総収入金額から減額されていない。

そして、上記(4)のロの(ハ)のBのとおり、本件事業の遂行上、本件ゴルフ大会を開催しなければならない必要性は認められず、本件ゴルフ大会に係る費用は請求人の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないのであるから、本件ゴルフ大会に係る収入金額も請求人の事業所得の金額の計算上総収入金額及び消費税等の課税標準額から減額するのが相当である。

## ハ 小括

以上に基づき、当審判所において計算すると、請求人の令和元年分の事業所得に係る総収入金額は、別表7-1の「審判所認定額」欄の「総収入金額」欄のとおりとなり、請求人の令和元年課税期間の課税標準額は、別表7-2の「審判所認定額」欄の「課税標準額」欄のとおりとなる。

## (7) 原処分 of 適法性について

## イ 本件各更正処分について

## (イ) 本件所得税等各更正処分

令和元年分の事業所得の総収入金額は、上記(6)のとおりであり、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、上記(4)のとおりであるから、本件各年分の事業所得の金額は別表7-1の「審判所認定額」欄の「事業所得の金額」欄のとおりとなる。これらを前提に本件各年分の納付すべき所得税等の額を計算すると、いずれも本件所得税等各更正処分の金額を下回ることとなる。

したがって、本件所得税等各更正処分は、いずれもその一部を別紙1-1から別紙1-3までの「取消額等計算書」のとおり取り消すべきである。

## (ロ) 本件消費税等各更正処分

令和元年課税期間の課税標準額は、上記(6)のとおりであり、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額は、上記(5)のとおりである。これらを前提に本件各課税期間の納付すべき消費税等の額を計算すると、別表7-2の「審判所認定額」欄の「納付すべき消費税等の額」欄のとおりとなり、いずれも本件消費税等各更正処分の金額を下回ることとなる。

したがって、本件消費税等各更正処分は、いずれもその一部を別紙2-1から別紙2-3までの「取消額等計算書」のとおり取り消すべきである。

## ロ 本件各賦課決定処分について

## (イ) 本件所得税等各賦課決定処分

本件所得税等各更正処分は、上記イの(イ)のとおり、いずれもその一部を取り消すべきであるところ、これらの処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が、これらの処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法第65条《過少申告加算税》第5項柱書及び同項第1号に規定す

る正当な理由があるとは認められない。これに基づき、本件各年分の所得税等の過少申告加算税の額を計算すると、いずれも原処分の額を下回ることとなる。

したがって、本件所得税等各賦課決定処分は、いずれもその一部を別紙1-1から別紙1-3までの「取消額等計算書」のとおり取り消すべきである。

(ロ) 本件消費税等各賦課決定処分

本件消費税等各更正処分は、上記イの(ロ)のとおり、いずれもその一部を取り消すべきであるところ、これらの処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が、これらの処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法第65条第5項柱書及び同項第1号に規定する正当な理由があるとは認められない。これに基づき、本件各課税期間の消費税等の過少申告加算税の額を計算すると、令和元年課税期間及び令和3年課税期間の消費税等の過少申告加算税の額は、いずれも原処分の額を下回ることとなり、令和2年課税期間の消費税等の過少申告加算税の額は、原処分の額と同額となる。

したがって、令和元年課税期間及び令和3年課税期間の消費税等の過少申告加算税の各賦課決定処分は、その一部を別紙2-1及び別紙2-3の「取消額等計算書」のとおり取り消すべきである。

ハ その他

なお、原処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

(8) 結論

よって、審査請求には理由があるから、原処分の一部を取り消すこととし、主文のとおり裁決する。

別表 1

審査請求に至る経緯（所得税等）

(単位：円)

年分	区分		確定申告	更正処分等
	項目			
令和元年分	年 月 日		法定申告期限内	令和6年6月28日
	総所得金額			
	内訳	事業所得の金額		
		給与所得の金額		
	所得税等の納付すべき税額			
	過少申告加算税額			
令和2年分	年 月 日		法定申告期限内	令和6年6月28日
	総所得金額			
	内訳	事業所得の金額		
		不動産所得の金額		
		給与所得の金額		
	所得税等の納付すべき税額			
過少申告加算税額				
令和3年分	年 月 日		法定申告期限内	令和6年6月28日
	総所得金額			
	内訳	事業所得の金額		
		不動産所得の金額		
		給与所得の金額		
	所得税等の納付すべき税額			
過少申告加算税額				

(注)

別表 2

審査請求に至る経緯（消費税等）

(単位：円)

課税期間	区分		確定申告	更正処分等		
	項目					
令和元年課税期間	年	月	日	法定申告期限内	令和6年6月28日	
	課税標準額					
	消費税額					
	控除税額	控除対象仕入税額				
		貸倒れに係る税額				
		控除税額小計				
	納付すべき消費税額					
	納付すべき地方消費税額					
	過少申告加算税の額					
令和2年課税期間	年	月				日
	課税標準額					
	消費税額					
	控除税額	控除対象仕入税額				
		貸倒れに係る税額				
		控除税額小計				
	納付すべき消費税額					
	納付すべき地方消費税額					
	過少申告加算税の額					
令和3年課税期間	年	月				日
	課税標準額					
	消費税額					
	控除税額	控除対象仕入税額				
		貸倒れに係る税額				
		控除税額小計				
	納付すべき消費税額					
	納付すべき地方消費税額					
	過少申告加算税の額					

別表 3

必要経費に係る双方の主張額（所得税等）

(単位：円)

年分	区分 項目	請求人主張額	原処分庁主張額	否認額
令和元年分	接待交際費			
	会議費			
	給与賃金			
	地代家賃			
令和2年分	接待交際費			
	会議費			
	給与賃金			
	地代家賃			
	支払手数料			
令和3年分	接待交際費			
	会議費			
	給与賃金			
	地代家賃			

別表 4

課税仕入れに係る双方の主張額（消費税等）

(単位：円)

課税期間	項目		区分	請求人主張額	原処分庁主張額	否認額
令和元年課税期間	課税仕入れ	接待交際費	税率10%			
			税率8%			
			旧税率8%			
	会議費	税率10%				
		税率8%				
		旧税率8%				
令和2年課税期間	課税仕入れ	接待交際費	税率10%			
			税率8%			
		会議費	税率10%			
			税率8%			
			地代家賃 (税率10%)			
			ゴルフ会員権 (税率10%)			
令和3年課税期間	課税仕入れ	接待交際費	税率10%			
			税率8%			
	会議費	税率10%				
		税率8%				

別表5-1

令和元年分の本件接待交際費

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
1	1月2日		100,000	H
2	1月4日		6,570	A
3	1月4日		710	A
4	1月4日		6,370	A
5	1月4日		710	A
6	1月4日		18,640	A
7	1月4日		1,250	A
8	1月4日		17,042	G
9	1月4日		98,080	H
10	1月4日		9,547	G
11	1月4日		12,000	H
12	1月4日		13,660	H
13	1月4日		25,520	A
14	1月4日		2,800	A
15	1月4日		19,180	A
16	1月4日		1,420	A
17	1月4日		22,680	G
18	1月4日		8,337	G
19	1月4日		5,620	A
20	1月4日		750	A
21	1月4日		34,020	H
22	1月4日		13,030	A
23	1月4日		830	A
24	1月4日		7,776	G
25	1月4日		14,340	H
26	1月4日		16,260	A
27	1月4日		1,250	A
28	1月4日		14,130	A
29	1月4日		1,200	A
30	1月7日		5,054	G

(別表5-1のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
31	1月8日		7,000	G
32	1月10日		10,960	H
33	1月14日		8,623	G
34	1月18日		6,610	G
35	1月23日		8,414	H
36	1月23日		45,360	A
37	1月24日		5,000	E
38	1月25日		2,160	G
39	1月28日		20,000	C
40	1月29日		170,000	C
41	1月29日		10,000	C
42	1月29日		20,000	C
43	1月29日		12,000	C
44	1月30日		1,058	G
45	1月30日		1,120	G
46	1月31日		10,000	H
47	2月1日		1,970	G
48	2月2日		15,000	H
49	2月4日		14,680	A
50	2月4日		450	A
51	2月4日		14,472	G
52	2月4日		11,490	A
53	2月4日		1,010	A
54	2月4日		6,615	G
55	2月4日		13,770	G
56	2月4日		3,672	G
57	2月4日		6,426	G
58	2月4日		92,502	G
59	2月4日		15,220	A
60	2月4日		630	A

(別表5-1のつづき)

(単位:円)

順号	日付	支払先	金額	区分
61	2月4日		9,066	A
62	2月4日		630	A
63	2月4日		6,820	A
64	2月4日		550	A
65	2月4日		45,000	G
66	2月5日		18,220	G
67	2月6日		40,000	H
68	2月6日		4,104	G
69	2月8日		19,000	G
70	2月12日		20,000	F
71	2月12日		30,000	F
72	2月12日		20,000	F
73	2月14日		16,200	H
74	2月15日		16,551	G
75	2月17日		18,832	G
76	2月24日		8,000	H
77	2月27日		10,000	F
78	3月4日		6,820	A
79	3月4日		550	A
80	3月4日		5,620	A
81	3月4日		550	A
82	3月4日		1,674	G
83	3月4日		9,720	G
84	3月4日		6,302	G
85	3月4日		4,860	G
86	3月8日		20,000	F
87	3月24日		6,480	H
88	3月28日		10,960	H
89	4月4日		9,570	A
90	4月4日		450	A

(別表5-1のつづき)

(単位:円)

順号	日付	支払先	金額	区分
91	4月4日		22,086	G
92	4月4日		10,800	G
93	4月4日		6,566	A
94	4月4日		850	A
95	4月4日		5,886	G
96	4月4日		12,004	A
97	4月4日		900	A
98	4月4日		1,944	G
99	4月4日		3,240	G
100	4月4日		10,800	G
101	4月4日		13,640	A
102	4月4日		1,100	A
103	4月4日		15,540	A
104	4月4日		1,020	A
105	4月4日		14,404	A
106	4月4日		650	A
107	4月4日		4,400	G
108	4月5日		10,000	F
109	4月11日		22,400	H
110	4月19日		5,000	A
111	4月21日		2,117	G
112	4月24日		2,000	G
113	4月25日		39,000	H
114	4月29日		11,700	H
115	5月2日		17,280	H
116	5月3日		1,458	G
117	5月7日		5,184	G
118	5月7日		29,380	A
119	5月7日		2,200	A
120	5月7日		9,970	A

(別表 5-1 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
121	5月7日		1,250	A
122	5月7日		12,204	G
123	5月7日		15,930	A
124	5月7日		1,200	A
125	5月7日		5,900	G
126	5月7日		8,820	A
127	5月7日		1,200	A
128	5月7日		40,150	H
129	5月7日		8,186	G
130	5月7日		18,632	A
131	5月7日		1,200	A
132	5月7日		17,359	H
133	5月7日		13,500	A
134	5月7日		730	A
135	5月7日		12,773	H
136	5月10日		4,900	G
137	5月10日		3,830	G
138	5月10日		12,840	G
139	5月22日		10,000	F
140	5月24日		10,152	G
141	5月28日		12,000	H
142	6月4日		15,440	H
143	6月4日		31,830	H
144	6月4日		16,200	G
145	6月4日		5,616	G
146	6月4日		21,168	A
147	6月4日		1,250	A
148	6月4日		9,990	G
149	6月4日		48,218	A
150	6月4日		1,720	A

(別表5-1のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
151	6月4日		6,480	G
152	6月4日		21,640	H
153	6月4日		14,300	H
154	6月4日		3,240	G
155	6月4日		4,320	G
156	6月4日		26,095	A
157	6月4日		2,025	A
158	6月4日		16,500	G
159	6月4日		11,340	G
160	6月4日		6,220	A
161	6月4日		860	A
162	6月4日		19,810	H
163	6月4日		10,000	F
164	6月6日		10,000	H
165	6月12日		10,000	G
166	6月13日		3,000	A
167	7月1日		25,920	A
168	7月2日		2,592	G
169	7月3日		4,378	H
170	7月3日		4,249	G
171	7月3日		5,400	G
172	7月3日		9,720	G
173	7月3日		12,664	A
174	7月3日		1,200	A
175	7月3日		6,410	A
176	7月3日		1,200	A
177	7月3日		2,358	G
178	7月3日		6,350	A
179	7月3日		550	A
180	7月3日		5,551	G

(別表5-1のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
181	7月3日		22,302	G
182	7月3日		3,240	G
183	7月3日		1,728	G
184	7月3日		8,080	A
185	7月3日		650	A
186	7月3日		11,230	A
187	7月3日		750	A
188	7月3日		9,720	A
189	7月3日		520	A
190	7月6日		26,069	G
191	7月14日		6,000	H
192	7月17日		57,163	H
193	7月17日		31,266	H
194	7月17日		2,000	H
195	7月19日		1,230	H
196	7月21日		1,050	A
197	7月24日		200,000	C
198	7月24日		10,960	H
199	7月25日		9,936	G
200	7月26日		8,683	G
201	7月28日		10,000	F
202	8月2日		4,350	H
203	8月4日		4,937	G
204	8月5日		11,340	A
205	8月5日		520	A
206	8月5日		6,328	G
207	8月5日		22,356	G
208	8月5日		14,850	A
209	8月5日		1,220	A
210	8月5日		8,262	G

(別表5-1のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
211	8月5日		55,080	G
212	8月5日		45,057	G
213	8月5日		59,400	G
214	8月5日		32,400	G
215	8月5日		24,332	H
216	8月5日		9,720	A
217	8月5日		1,110	A
218	8月5日		17,280	G
219	8月5日		50,382	G
220	8月5日		40,000	H
221	8月5日		11,988	G
222	8月5日		12,150	G
223	8月5日		16,524	G
224	8月5日		19,278	G
225	8月5日		55,000	H
226	8月5日		1,728	H
227	8月5日		5,620	A
228	8月5日		650	A
229	8月5日		8,400	A
230	8月5日		1,550	A
231	8月5日		14,450	H
232	8月12日		20,300	H
233	8月19日		48,000	H
234	8月20日		9,828	G
235	8月21日		1,680	G
236	8月24日		10,000	H
237	9月1日		15,000	G
238	9月1日		9,600	H
239	9月3日		3,000	A
240	9月4日		12,450	A

(別表5-1のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
241	9月4日		850	A
242	9月4日		7,387	G
243	9月4日		6,220	A
244	9月4日		860	A
245	9月4日		19,440	G
246	9月4日		102,594	G
247	9月4日		15,700	H
248	9月4日		4,860	G
249	9月4日		17,000	A
250	9月4日		430	A
251	9月4日		9,504	G
252	9月4日		6,970	H
253	9月4日		16,850	A
254	9月4日		1,150	A
255	9月4日		1,880	G
256	9月4日		6,770	H
257	9月4日		8,350	A
258	9月4日		1,150	A
259	9月4日		11,448	G
260	9月4日		26,146	H
261	9月4日		17,850	A
262	9月4日		650	A
263	9月4日		127,280	H
264	9月10日		10,000	F
265	9月10日		10,000	F
266	9月10日		4,315	H
267	9月10日		24,000	H
268	9月11日		21,920	H
269	9月11日		50,000	B
270	9月11日		100,000	B

(別表 5 - 1 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
271	9月11日		100,000	B
272	9月11日		50,000	B
273	9月22日		1,000	H
274	10月1日		17,890	H
275	10月4日		3,024	G
276	10月4日		33,340	H
277	10月4日		7,000	A
278	10月4日		650	A
279	10月4日		11,988	G
280	10月4日		11,988	G
281	10月4日		26,136	G
282	10月4日		9,040	A
283	10月4日		860	A
284	10月4日		14,364	A
285	10月4日		950	A
286	10月4日		3,780	G
287	10月4日		1,080	G
288	10月4日		3,240	G
289	10月4日		30,240	G
290	10月4日		8,148	A
291	10月4日		850	A
292	10月4日		14,250	A
293	10月4日		750	A
294	10月4日		40,430	B
295	10月4日		1,950	B
296	10月7日		11,283	G
297	10月8日		20,000	F
298	10月8日		10,000	F
299	10月11日		6,270	H
300	10月14日		8,100	G

(別表 5 - 1 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
301	10月14日		2,750	G
302	10月14日		4,406	G
303	10月20日		20,000	F
304	10月21日		21,958	H
305	10月24日		5,000	A
306	10月25日		2,822	G
307	11月1日		49,000	G
308	11月2日		7,700	G
309	11月5日		25,500	H
310	11月5日		6,420	A
311	11月5日		860	A
312	11月5日		12,085	A
313	11月5日		850	A
314	11月5日		8,690	A
315	11月5日		900	A
316	11月5日		10,020	H
317	11月5日		1,400	G
318	11月5日		3,301	G
319	11月5日		3,888	G
320	11月6日		20,000	G
321	11月8日		35,000	H
322	11月8日		10,960	H
323	11月11日		2,250	H
324	11月15日		1,987	G
325	11月20日		3,000	A
326	11月30日		3,000	G
327	12月4日		13,790	H
328	12月4日		6,590	A
329	12月4日		860	A
330	12月4日		2,360	G

(別表5-1のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
331	12月4日		3,930	G
332	12月4日		12,705	H
333	12月4日		11,150	A
334	12月4日		850	A
335	12月4日		31,596	G
336	12月4日		2,160	G
337	12月4日		2,160	G
338	12月4日		3,456	G
339	12月4日		32,681	H
340	12月4日		6,590	A
341	12月4日		860	A
342	12月9日		3,000	H
343	12月9日		49,800	H
344	12月13日		1,749	G
345	12月17日		8,500	H
346	12月18日		12,320	G
347	12月18日		4,730	G
348	12月19日		30,000	F
349	12月29日		490	G
350	12月29日		990	G
351	12月31日		13,180	A
352	12月31日		1,720	A
353	12月31日		12,400	A
354	12月31日		1,100	A
355	12月31日		8,288	G
356	12月31日		14,920	A
357	12月31日		1,080	A
358	12月31日		25,000	H
359	12月31日		1,700	G
360	12月31日		2,332	G

(別表 5 - 1 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
361	12月31日		4,121	G
362	12月31日		13,795	A
363	12月31日		710	A
364	12月31日		14,470	A
365	12月31日		850	A
366	12月31日		7,000	A
367	12月31日		1,200	A
368	12月31日		7,030	A
369	12月31日		750	A
370	12月31日		7,344	H
371	12月31日		77,686	G
372	12月31日		68,920	H
373	12月31日		10,760	A
374	12月31日		1,120	A
375	12月31日		4,386	G
376	12月31日		3,194	G
377	12月31日		31,212	G
378	12月31日		10,800	G
379	12月31日		6,590	A
380	12月31日		860	A
381	12月31日		9,720	G
382	12月31日		34,560	G
383	12月31日		3,780	G

(注) 「支払先」欄の名称等は、本件元帳の「摘要」欄の記載を基にしている。

別表 5 - 2

令和 2 年分の本件接待交際費

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
1	1月2日		2,564	G
2	1月2日		30,000	H
3	1月6日		30,000	F
4	1月8日		20,000	F
5	1月8日		30,000	F
6	1月8日		50,000	F
7	1月8日		30,000	F
8	1月9日		170,000	C
9	1月9日		10,000	C
10	1月9日		20,000	C
11	1月10日		10,070	H
12	1月15日		2,592	G
13	1月21日		20,000	F
14	1月21日		10,000	F
15	1月23日		2,106	G
16	1月23日		46,200	A
17	1月28日		10,960	H
18	2月1日		10,837	G
19	2月3日		19,250	G
20	2月4日		11,007	H
21	2月5日		2,592	G
22	2月7日		5,000	H
23	2月13日		39,600	A
24	3月1日		2,062	G
25	3月1日		8,140	H
26	3月1日		28,317	G
27	3月4日		6,090	A
28	3月4日		860	A
29	3月4日		31,000	H
30	3月4日		17,974	H

(別表5-2のつづき)

(単位:円)

順号	日付	支払先	金額	区分
31	3月4日		12,960	G
32	3月4日		2,592	G
33	3月4日		3,750	H
34	3月4日		11,030	A
35	3月4日		1,020	A
36	3月4日		907	G
37	3月4日		9,504	G
38	3月4日		17,160	H
39	3月4日		19,910	A
40	3月4日		2,040	A
41	3月4日		14,850	G
42	3月4日		10,800	G
43	3月4日		10,395	G
44	3月4日		7,990	A
45	3月4日		1,100	A
46	3月7日		10,494	G
47	3月17日		5,000	A
48	3月25日		6,307	G
49	3月25日		10,960	H
50	4月1日		3,456	G
51	4月6日		9,180	H
52	4月6日		3,829	H
53	4月10日		29,964	G
54	4月11日		15,850	H
55	4月18日		19,580	G
56	4月19日		2,390	G
57	4月22日		52,800	H
58	4月23日		18,150	H
59	4月27日		53,350	H
60	4月30日		20,000	G

(別表5-2のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
61	4月30日		19,470	H
62	5月7日		3,476	G
63	5月7日		613	G
64	5月7日		1,512	G
65	5月7日		11,000	G
66	5月7日		2,820	G
67	5月7日		8,250	A
68	5月7日		1,110	A
69	5月7日		4,620	A
70	5月7日		650	A
71	5月7日		3,704	G
72	5月12日		2,000	G
73	5月18日		△ 38,500	H
74	5月26日		15,400	H
75	6月4日		15,710	A
76	6月4日		650	A
77	6月4日		15,708	A
78	6月4日		550	A
79	6月4日		3,806	G
80	6月4日		5,497	G
81	6月4日		6,328	G
82	6月4日		5,720	A
83	6月4日		650	A
84	6月4日		8,985	G
85	6月4日		14,750	A
86	6月4日		1,250	A
87	6月4日		5,720	A
88	6月4日		650	A
89	6月4日		6,490	A
90	6月4日		650	A

(別表 5 - 2 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
91	6月4日		10,780	G
92	6月7日		18,815	G
93	6月11日		10,960	H
94	6月16日		6,500	G
95	7月6日		2,160	G
96	7月6日		6,398	G
97	7月6日		7,776	G
98	7月6日		5,720	A
99	7月6日		650	A
100	7月6日		11,450	A
101	7月6日		630	A
102	7月6日		1,404	G
103	7月6日		9,900	A
104	7月6日		600	A
105	7月6日		10,908	G
106	7月6日		19,800	G
107	7月6日		3,456	G
108	7月6日		5,508	G
109	7月6日		36,630	H
110	7月6日		11,490	H
111	7月6日		5,920	A
112	7月6日		650	A
113	7月10日		7,450	A
114	7月10日		1,050	A
115	7月15日		2,400	H
116	7月23日		22,396	H
117	7月31日		170,000	C
118	7月31日		10,000	C
119	7月31日		20,000	C
120	8月4日		8,640	G

(別表5-2のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
121	8月4日		4,400	G
122	8月4日		978	G
123	8月4日		5,742	G
124	8月4日		17,118	G
125	8月4日		13,519	H
126	8月4日		6,696	G
127	8月4日		35,830	A
128	8月4日		3,290	A
129	8月4日		11,000	H
130	8月4日		18,940	H
131	8月4日		1,728	G
132	8月4日		15,840	G
133	8月4日		842	G
134	8月4日		5,400	G
135	8月4日		23,023	H
136	8月4日		5,520	A
137	8月4日		650	A
138	8月4日		8,450	A
139	8月4日		620	A
140	8月4日		33,880	G
141	8月4日		115,728	G
142	8月4日		46,434	G
143	8月4日		9,980	G
144	8月4日		31,550	A
145	8月4日		2,200	A
146	8月4日		1,944	G
147	8月4日		4,400	G
148	8月4日		26,540	H
149	8月4日		7,800	H
150	8月9日		7,480	G

(別表5-2のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
151	8月9日		3,520	G
152	8月9日		5,676	G
153	8月10日		30,000	H
154	8月17日		39,600	H
155	8月23日		3,240	G
156	9月1日		864	H
157	9月1日		3,234	G
158	9月4日		6,590	A
159	9月4日		860	A
160	9月4日		6,388	G
161	9月4日		19,150	H
162	9月4日		8,394	G
163	9月4日		11,240	A
164	9月4日		860	A
165	9月4日		33,060	G
166	9月4日		4,968	H
167	9月4日		17,820	G
168	9月4日		11,870	A
169	9月4日		1,050	A
170	9月4日		34,210	H
171	9月4日		4,464	G
172	9月4日		12,045	A
173	9月4日		1,050	A
174	9月4日		24,000	A
175	9月4日		1,250	A
176	9月4日		8,250	G
177	9月4日		11,340	G
178	9月4日		20,174	H
179	9月4日		10,400	G
180	9月4日		2,888	G

(別表 5 - 2 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
181	9月4日		10,173	G
182	9月4日		21,250	A
183	9月4日		1,650	A
184	9月4日		2,500	A
185	9月5日		1,640	H
186	9月11日		21,920	H
187	9月21日		7,130	H
188	9月30日		15,000	H
189	9月30日		5,500	G
190	10月5日		12,500	H
191	10月5日		28,776	G
192	10月5日		50,688	G
193	10月5日		15,455	A
194	10月5日		850	A
195	10月5日		61,710	G
196	10月5日		11,290	A
197	10月5日		860	A
198	10月5日		19,810	A
199	10月5日		1,200	A
200	10月5日		7,920	A
201	10月5日		1,060	A
202	10月5日		4,620	A
203	10月5日		550	A
204	10月5日		2,160	G
205	10月5日		2,362	G
206	10月5日		88,880	G
207	10月5日		760	G
208	10月5日		3,360	G
209	10月5日		6,075	A
210	10月5日		515	A

(別表5-2のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
211	10月5日		20,425	A
212	10月5日		1,545	A
213	10月5日		1,440	H
214	10月13日		16,959	H
215	10月15日		10,000	F
216	10月25日		950	G
217	10月25日		9,713	H
218	10月31日		6,000	A
219	11月4日		8,750	A
220	11月4日		850	A
221	11月4日		5,750	A
222	11月4日		1,050	A
223	11月4日		11,290	A
224	11月4日		860	A
225	11月4日		37,090	H
226	11月4日		2,484	G
227	11月4日		9,480	A
228	11月4日		550	A
229	11月4日		1,728	G
230	11月4日		15,730	H
231	11月4日		24,255	G
232	11月4日		11,178	G
233	11月4日		2,439	G
234	11月4日		2,801	G
235	11月4日		11,896	G
236	11月4日		17,970	A
237	11月4日		900	A
238	11月4日		2,200	H
239	11月4日		5,200	G
240	11月6日		52,000	H

(別表5-2のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
241	11月8日		52,000	H
242	11月10日		7,940	A
243	11月10日		860	A
244	11月10日		7,990	A
245	11月10日		860	A
246	11月10日		13,831	H
247	11月13日		20,000	F
248	11月15日		2,096	H
249	11月16日		2,925	G
250	11月16日		3,200	H
251	11月26日		10,960	H
252	11月30日		12,270	H
253	12月3日		1,684	G
254	12月4日		6,590	A
255	12月4日		860	A
256	12月4日		11,600	A
257	12月4日		860	A
258	12月4日		20,180	A
259	12月4日		1,250	A
260	12月4日		16,302	G
261	12月4日		10,780	G
262	12月4日		28,670	A
263	12月4日		2,580	A
264	12月4日		9,240	A
265	12月4日		750	A
266	12月4日		300	G
267	12月4日		16,700	A
268	12月4日		1,150	A
269	12月4日		7,980	A
270	12月4日		5,000	A

(別表 5 - 2 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
271	12月4日		1,020	A
272	12月4日		1,182	G
273	12月4日		6,070	G
274	12月4日		12,320	G
275	12月4日		14,960	A
276	12月4日		830	A
277	12月4日		13,207	H
278	12月4日		17,770	A
279	12月4日		600	G
280	12月8日		40,000	G
281	12月8日		30,000	G
282	12月8日		16,500	G
283	12月13日		9,610	H
284	12月15日		8,000	H
285	12月25日		20,000	G
286	12月25日		25,000	G
287	12月31日		15,290	H
288	12月31日		15,290	G
289	12月31日		6,950	A
290	12月31日		650	A
291	12月31日		6,790	A
292	12月31日		860	A
293	12月31日		15,095	A
294	12月31日		630	A
295	12月31日		1,200	G
296	12月31日		8,090	A
297	12月31日		650	A
298	12月31日		6,220	A
299	12月31日		650	A
300	12月31日		7,700	G

(別表5-2のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
301	12月31日		6,590	A
302	12月31日		860	A
303	12月31日		5,724	G
304	12月31日		40,370	G
305	12月31日		13,270	A
306	12月31日		1,250	A
307	12月31日		42,900	G
308	12月31日		50,490	G
309	12月31日		6,610	A
310	12月31日		650	A
311	12月31日		16,280	A
312	12月31日		1,250	A
313	12月31日		7,260	G
314	12月31日		35,200	G
315	12月31日		6,590	A
316	12月31日		860	H
317	12月31日		1,134	G
318	12月31日		10,800	G
319	12月31日		423	G
320	12月31日		13,380	H
321	12月31日		17,490	H
322	12月31日		11,770	A
323	12月31日		1,260	A
324	12月31日		14,880	A
325	12月31日		1,400	A
326	12月31日		23,800	A
327	12月31日		1,200	A
328	12月31日		8,360	G
329	12月31日		33,110	G
330	12月31日		24,750	G

(別表5-2のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
331	12月31日		12,452	H
332	12月31日		23,320	A
333	12月31日		1,950	A
334	12月31日		29,230	A
335	12月31日		2,600	A
336	12月31日		35,970	G
337	12月31日		131,436	G

(注) 「支払先」欄の名称等は、本件元帳の「摘要」欄の記載を基にしている。

別表 5 - 3

令和 3 年分の本件接待交際費

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
1	1月3日		3,780	G
2	1月7日		50,000	F
3	1月12日		190,000	C
4	1月14日		10,960	H
5	1月21日		30,000	F
6	1月25日		46,200	A
7	1月26日		30,200	H
8	1月29日		15,000	H
9	1月29日		39,600	A
10	1月29日		18,150	H
11	2月2日		40,000	G
12	2月2日		36,542	H
13	2月4日		20,130	G
14	2月8日		3,076	G
15	2月10日		7,700	G
16	2月10日		7,680	A
17	2月10日		1,120	A
18	3月2日		10,960	H
19	3月4日		12,976	G
20	3月4日		7,690	A
21	3月4日		860	A
22	3月4日		7,981	G
23	3月4日		15,837	A
24	3月4日		1,250	A
25	3月4日		18,590	A
26	3月4日		800	A
27	3月4日		2,184	G
28	3月4日		21,222	G
29	3月4日		2,560	G
30	3月4日		33,000	G

(別表5-3のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
31	3月7日		14,000	H
32	3月12日		20,000	F
33	3月13日		74,500	G
34	3月19日		50,710	G
35	3月22日		10,960	H
36	4月5日		32,640	A
37	4月5日		1,100	A
38	4月5日		22,032	G
39	4月5日		6,790	A
40	4月5日		1,100	A
41	4月5日		10,800	A
42	4月5日		550	A
43	4月5日		21,557	H
44	4月5日		24,750	G
45	4月5日		6,090	A
46	4月5日		860	A
47	4月5日		11,410	A
48	4月5日		550	A
49	4月5日		20,790	G
50	4月5日		15,840	G
51	4月5日		6,090	A
52	4月5日		860	A
53	4月5日		4,928	G
54	4月5日		13,970	G
55	4月7日		19,030	H
56	4月10日		1,760	G
57	4月11日		18,920	H
58	4月14日		4,320	G
59	4月16日		57,200	G
60	4月20日		20,000	F

(別表 5-3 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
61	4月22日		18,960	H
62	4月25日		31,540	H
63	4月28日		11,826	G
64	4月28日		3,064	G
65	4月29日		13,860	G
66	4月30日		24,000	H
67	5月6日		12,500	G
68	5月6日		29,500	G
69	5月6日		28,000	G
70	5月6日		18,000	G
71	5月6日		9,110	A
72	5月6日		650	A
73	5月6日		6,425	G
74	5月6日		31,293	G
75	5月6日		12,320	G
76	5月6日		17,215	H
77	5月6日		3,278	G
78	5月6日		4,347	G
79	5月6日		6,250	A
80	5月6日		1,100	A
81	5月6日		1,944	G
82	5月6日		2,376	G
83	5月6日		2,916	G
84	5月6日		3,702	G
85	5月6日		12,650	A
86	5月6日		730	A
87	5月6日		18,690	H
88	5月6日		17,460	A
89	5月7日		11,517	G
90	5月9日		10,000	F

(別表 5 - 3 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
91	5月11日		10,960	H
92	5月17日		5,000	H
93	5月21日		2,420	G
94	5月30日		22,300	H
95	6月2日		28,490	H
96	6月4日		5,616	G
97	6月4日		2,833	G
98	6月4日		1,274	G
99	6月4日		15,730	A
100	6月4日		1,200	A
101	6月4日		22,759	A
102	6月4日		1,120	A
103	6月4日		14,810	A
104	6月4日		1,050	A
105	6月4日		1,086	G
106	6月4日		16,300	A
107	6月4日		1,200	A
108	6月4日		5,200	G
109	6月5日		6,000	A
110	6月5日		5,940	A
111	6月5日	650	A	
112	6月5日	12,090	G	
113	6月6日	10,098	G	
114	6月8日	5,005	G	
115	6月8日	1,320	G	
116	6月14日	12,290	H	
117	6月15日	8,000	G	
118	6月17日	16,385	H	
119	6月18日	24,926	H	
120	6月25日	10,000	F	

(別表 5 - 3 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
121	6月29日		31,600	H
122	6月30日		27,500	G
123	7月2日		24,255	H
124	7月2日		10,000	G
125	7月5日		7,986	A
126	7月5日		550	A
127	7月5日		5,832	G
128	7月5日		2,836	G
129	7月5日		4,184	G
130	7月5日		9,060	A
131	7月5日		650	A
132	7月5日		3,036	G
133	7月5日		2,600	G
134	7月5日		2,870	G
135	7月5日		1,242	G
136	7月5日		19,200	A
137	7月5日		1,200	A
138	7月5日		2,376	G
139	7月5日		10,780	G
140	7月5日		13,090	G
141	7月5日		2,802	G
142	7月5日		3,088	G
143	7月5日		18,400	H
144	7月5日		21,390	A
145	7月5日		1,500	A
146	7月5日		16,640	A
147	7月5日		1,050	A
148	7月5日		1,296	G
149	7月5日		2,700	G
150	7月5日		1,623	G

(別表 5 - 3 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
151	7月5日		2,484	G
152	7月5日		9,890	A
153	7月5日		860	A
154	7月5日		15,010	A
155	7月5日		1,300	A
156	7月5日		33,120	H
157	7月5日		27,588	G
158	7月5日		25,160	H
159	7月9日		24,000	A
160	7月9日		2,500	H
161	7月14日		13,332	H
162	7月19日		14,850	H
163	7月25日		18,918	H
164	7月26日		20,000	F
165	7月28日		10,960	H
166	7月30日		170,000	C
167	7月30日		10,000	C
168	7月30日		20,000	C
169	8月4日		17,985	A
170	8月4日		1,260	A
171	8月4日		3,888	G
172	8月4日		16,440	A
173	8月4日		2,400	A
174	8月4日		7,365	G
175	8月4日		17,330	A
176	8月4日		850	A
177	8月4日		3,888	G
178	8月4日		5,529	G
179	8月4日		14,960	H
180	8月4日		2,700	G

(別表 5 - 3 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
181	8月4日		22,600	A
182	8月4日		1,200	A
183	8月4日		9,911	G
184	8月4日		11,290	A
185	8月4日		860	A
186	8月4日		1,800	G
187	8月4日		21,222	G
188	8月5日		10,000	F
189	8月5日		20,000	F
190	8月12日		18,200	H
191	8月19日		26,880	H
192	8月30日		4,700	G
193	9月1日		2,808	G
194	9月2日		22,869	H
195	9月2日		16,100	H
196	9月6日		5,240	A
197	9月6日		860	A
198	9月6日		16,236	A
199	9月6日		1,100	A
200	9月6日		8,790	A
201	9月6日		15,910	A
202	9月6日		1,050	A
203	9月6日		10,800	G
204	9月6日		13,770	G
205	9月6日		147,359	G
206	9月6日		14,630	G
207	9月6日		5,390	G
208	9月6日		12,193	G
209	9月6日		15,163	G
210	9月6日		3,240	G

(別表5-3のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
211	9月6日		13,810	A
212	9月6日		850	A
213	9月6日		3,194	G
214	9月6日		14,460	G
215	9月6日		4,100	G
216	9月6日		16,670	A
217	9月6日		1,050	A
218	9月6日		360	A
219	9月6日		1,570	G
220	9月6日		16,530	A
221	9月6日		3,200	G
222	9月6日		360	G
223	9月6日		26,313	G
224	9月6日		8,250	G
225	9月6日		14,385	G
226	9月6日		2,754	G
227	9月6日		3,194	G
228	9月6日		23,100	G
229	9月13日		10,000	F
230	9月18日		25,047	H
231	9月19日		36,200	H
232	9月21日		10,960	H
233	9月27日		9,240	G
234	9月27日		16,390	G
235	9月28日		6,512	G
236	10月1日		10,000	F
237	10月2日		25,280	H
238	10月3日		15,000	H
239	10月4日		10,240	A
240	10月4日		550	A

(別表 5 - 3 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
241	10月4日		20,438	H
242	10月4日		6,706	G
243	10月4日		2,246	G
244	10月4日		19,305	G
245	10月4日		3,801	G
246	10月4日		2,160	G
247	10月4日		1,540	G
248	10月4日		1,500	H
249	10月4日		7,150	G
250	10月4日		15,796	A
251	10月4日		1,100	A
252	10月4日		11,858	H
253	10月4日		10,940	A
254	10月4日		860	A
255	10月4日		3,412	G
256	10月4日		13,700	A
257	10月4日		1,500	A
258	10月4日		12,760	A
259	10月4日		1,100	A
260	10月4日		850	A
261	10月4日		4,010	G
262	10月4日		10,890	G
263	10月4日		16,500	A
264	10月4日		1,000	A
265	10月4日		17,930	A
266	10月4日		1,000	A
267	10月4日		500	A
268	10月4日		2,700	G
269	10月4日		3,046	G
270	10月4日		2,293	G

(別表 5 - 3 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
271	10月5日		18,370	H
272	10月11日		30,000	F
273	10月11日		2,332	G
274	10月11日		4,758	G
275	10月11日		27,000	G
276	10月13日		4,400	G
277	10月16日		5,184	G
278	10月20日		4,212	G
279	10月22日		23,600	H
280	10月23日		33,000	H
281	10月25日		9,900	G
282	10月25日		3,498	G
283	10月28日		12,000	H
284	11月1日		3,456	G
285	11月3日		28,000	H
286	11月4日		36,190	G
287	11月4日		14,830	A
288	11月4日		1,250	A
289	11月4日		6,480	G
290	11月4日		43,530	H
291	11月4日		12,920	A
292	11月4日		850	A
293	11月4日		11,000	A
294	11月4日		1,120	A
295	11月4日		7,940	A
296	11月4日		860	A
297	11月4日		14,135	A
298	11月4日		850	A
299	11月4日		1,200	G
300	11月4日		9,890	A

(別表5-3のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
301	11月4日		860	A
302	11月4日		11,770	G
303	11月4日		21,230	A
304	11月4日		1,700	A
305	11月4日		7,205	A
306	11月4日		850	A
307	11月4日		14,850	G
308	11月7日		7,570	G
309	11月7日		3,192	H
310	11月17日		10,500	A
311	11月17日		10,960	H
312	11月19日		24,000	G
313	11月19日		30,000	H
314	11月19日		6,000	A
315	11月26日		50,000	F
316	11月26日		30,000	F
317	11月26日		8,800	G
318	11月29日		12,000	H
319	11月29日		48,000	H
320	11月29日		3,000	A
321	11月29日		5,000	A
322	12月4日		6,642	G
323	12月4日		6,820	A
324	12月4日		850	A
325	12月4日		1,296	G
326	12月4日		1,320	G
327	12月4日		4,508	G
328	12月4日		18,400	H
329	12月4日		417,230	G
330	12月4日		111,001	D

(別表 5 - 3 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
331	12月4日		10,990	A
332	12月4日		860	A
333	12月4日		10,720	A
334	12月4日		750	A
335	12月4日		349,000	H
336	12月4日		11,734	A
337	12月4日		1,286	A
338	12月4日		17,000	H
339	12月4日		20,790	G
340	12月4日		7,320	A
341	12月4日		650	A
342	12月4日		42,900	H
343	12月4日		5,720	A
344	12月4日		650	A
345	12月4日		7,896	A
346	12月4日		643	A
347	12月4日		17,110	A
348	12月4日		850	A
349	12月4日		3,996	G
350	12月4日		1,598	G
351	12月4日		6,480	G
352	12月4日		16,950	A
353	12月4日		1,050	A
354	12月4日		370	A
355	12月4日		8,390	A
356	12月4日		860	A
357	12月4日		13,690	A
358	12月4日		1,300	A
359	12月5日		44,000	H
360	12月6日		10,000	F

(別表5-3のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
361	12月10日		20,000	C
362	12月14日		16,000	H
363	12月14日		3,000	H
364	12月14日		32,000	H
365	12月14日		15,000	H
366	12月14日		66,000	G
367	12月15日		15,960	G
368	12月18日		10,000	F
369	12月19日		60,000	H
370	12月19日		34,250	H
371	12月23日		28,500	H
372	12月23日		54,800	H
373	12月24日		40,000	G
374	12月26日		28,930	G
375	12月28日		220,000	H
376	12月28日		2,100	G
377	12月31日		142,455	H
378	12月31日		12,000	H
379	12月31日		7,480	G
380	12月31日		18,914	H
381	12月31日		5,720	A
382	12月31日		650	A
383	12月31日		5,800	A
384	12月31日		650	A
385	12月31日		4,320	G
386	12月31日		5,800	G
387	12月31日		5,800	A
388	12月31日		650	A
389	12月31日		8,151	G
390	12月31日		5,820	G

(別表 5 - 3 のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
391	12月31日		11,240	A
392	12月31日		860	A
393	12月31日		9,400	H
394	12月31日		21,780	G
395	12月31日		11,290	A
396	12月31日		860	A
397	12月31日		8,228	G
398	12月31日		27,709	G
399	12月31日		16,280	G
400	12月31日		16,390	A
401	12月31日		1,250	A
402	12月31日		9,234	G
403	12月31日		10,263	A
404	12月31日		550	A
405	12月31日		12,950	G
406	12月31日		19,342	H
407	12月31日		195,000	H
408	12月31日		147,420	G
409	12月31日		59,510	G
410	12月31日		42,104	A
411	12月31日		1,700	A
412	12月31日		45,375	G
413	12月31日		27,180	H
414	12月31日		3,250	G
415	12月31日		1,740	G
416	12月31日		2,333	G
417	12月31日		7,190	A
418	12月31日		860	A
419	12月31日		17,810	G
420	12月31日		26,400	G

(別表5-3のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
421	12月31日		110,000	G
422	12月31日		16,900	H
423	12月31日		32,310	A
424	12月31日		1,950	A
425	12月31日		7,740	A
426	12月31日		860	A
427	12月31日		24,520	A
428	12月31日		850	A
429	12月31日		600	G
430	12月31日		14,850	G
431	12月31日		70,290	G
432	2月4日		1,330	G
433	3月4日		5,400	H
434	3月4日		4,860	H
435	3月4日		13,860	H
436	4月5日		8,969	G
437	4月5日		1,719	G
438	4月5日		756	G
439	4月5日		2,106	G
440	4月5日		2,592	G
441	4月29日		2,127	G
442	5月6日		850	H
443	5月6日		1,625	H
444	5月6日		2,592	H
445	5月6日		7,765	G
446	6月2日		11,748	H
447	7月2日		1,072	H
448	8月4日		10,780	H
449	8月4日		6,545	H
450	9月6日		5,140	G

(別表5-3のつづき)

(単位：円)

順号	日付	支払先	金額	区分
451	9月10日		3,672	G
452	9月10日		2,509	G
453	10月4日		320	G
454	10月4日		617	G
455	10月4日		1,003	G
456	11月1日		11,550	H
457	11月4日		12,463	H
458	12月28日		15,800	H
459	12月31日		5,193	H
460	12月31日		1,903	G
461	12月31日		5,562	H
462	12月31日		11,690	H
463	12月31日		10,170	H

- (注) 1 「支払先」欄の名称等は、本件元帳の「摘要」欄の記載を基にしている。  
 2 順号432から463までは、決算修正で「会議費」から「接待交際費」に振り替えられたものである。

別表 6

本件各備品に係る内訳

(単位：円)

品名	品番	購入金額	消費税等の額
本件3段チェスト	5215163	90,910	9,091
本件TELベンチ			
フットスツール	5215103	10,000	1,000
合計		100,910	10,091

別表7-1

本件各年分の事業所得の金額等（審判所認定額）

（単位：円）

年分	区分		原処分の額	審判所認定額
	項目			
令和元年分	総収入金額			
	必要経費	接待交際費		
		会議費		
		給与賃金		
		地代家賃		
	事業所得の金額			
令和2年分	総収入金額			
	必要経費	接待交際費		
		会議費		
		給与賃金		
		地代家賃		
	支払手数料			
事業所得の金額				
令和3年分	総収入金額			
	必要経費	接待交際費		
		会議費		
		給与賃金		
		地代家賃		
事業所得の金額				

別表7-2

本件各課税期間における消費税等の金額（審判所認定額）

(単位：円)

項目	区分	令和元年課税期間		令和2年課税期間		令和3年課税期間	
		原処分の額	審判所認定額	原処分の額	審判所認定額	原処分の額	審判所認定額
課税標準額							
消費税額							
控除税額	控除対象仕入税額						
	貸倒れに係る税額						
	控除税額小計						
納付すべき消費税等の額							
納付すべき消費税額							
納付すべき地方消費税額							

別紙 1 - 1

## 取消額等計算書

(令和元年分 申告所得税及び復興特別所得税)

1 この裁決により取り消す税額

本 税 の 額	
加 算 税 の 額	
計	

2 この裁決により増加する還付金の額に相当する税額

XXXXXXXXXX 円

3 この裁決により増加する純損失等の金額

XXXXXXXXXX 円

4 課税標準等及び税額等の計算

区 分		原処分の額 A	裁決後の額 B	増減(△印)差額(B-A)
所得金額	事業所得 ①			
	給与所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	計 (総所得) ⑤			
	所得 ⑥			
	所得 ⑦			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑧			
	社会保険料、小規模企業共済等掛金控除 ⑨			
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑩			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑪			
	配偶者控除 ⑫			
	配偶者特別控除 ⑬			
	扶養控除 ⑭			
	基礎控除 ⑮			
		⑯		
	所得控除額の計 ⑰			
課税される所得金額 ⑰の金額を⑤、⑥、⑦から順に控除	総所得 ⑱			
	所得 ⑲			
	所得 ⑳			
算出税額	⑱に対する税額 ㉑			
	⑲に対する税額 ㉒			
	⑳に対する税額 ㉓			
	計 ㉔			
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉕			
	控除 ㉖			
差引所得税額 (㉔-㉕-㉖) (引ききれないときは0)	㉗			
災害減免額 ㉘				
再差引所得税額 (基準所得税額) (㉗-㉘)	㉙			
復興特別所得税額 (㉙×2.1%) ㉚				
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚) ㉛				
外国税額控除 ㉜				
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㉝				
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉛-㉜-㉝) ㉞				
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第 1 期 ㉟			
	第 2 期 ㊱			
所得税及び復興特別所得税の確定納税額 (㉞-㉟-㊱)	納付すべき税額 ㊲			
	還付金の額に相当する税額 ㊳			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額 ㊴			
	減少する所得税額に係る還付加算金 ㊵			
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊲-㊳-㊴+㊵) ㊶				
過少申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊷			
	加算税の割合 ㊸			
	加算税の額 (㊷×㊸) ㊹			
重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊺			
	加算税の割合 ㊻			
	加算税の額 (㊺×㊻) ㊼			
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊽				
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㊾				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㊿				

付 表

通則法第65条第2項の規定の適用がある場合の過少申告加算税の計算

区 分		過 少 申 告 加 算 税		
		原処分の額 A	裁決後の額 B	増減 (Δ)差額 (B-A)
加算税の基礎となる税額	①			
①のうち通則法第65条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	②			
①に対する加算税の割合	③			
②に対する加算税の割合	④			
加 算 税 の 額 (①×③と②×④の合計額)	⑤			

別紙1-2

## 取消額等計算書

(令和2年分 申告所得税及び復興特別所得税)

1 この裁決により取り消す税額

本税の額	[REDACTED]
加算税の額	[REDACTED]
計	[REDACTED]

2 この裁決により増加する還付金の額に相当する税額

[REDACTED] 円

3 この裁決により増加する純損失等の金額

[REDACTED] 円

4 課税標準等及び税額等の計算

区 分		原処分の額 A	裁決後の額 B	増減(△印)差額(B-A)
所得金額	事業所得	①		
	不動産所得	②		
	給与所得	③		
	所得	④		
	計(総所得)	⑤		
	所得	⑥		
	所得	⑦		
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	⑧		
	社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	⑨		
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除	⑩		
	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除	⑪		
	配偶者控除	⑫		
	配偶者特別控除	⑬		
	扶養控除	⑭		
	基礎控除	⑮		
		⑯		
	所得控除額の計	⑰		
課税される所得金額 ⑰の金額を⑤、⑥、⑦から順に控除	総所得	⑱		
	所得	⑲		
	所得	⑳		
算出税額	⑱に対する税額	㉑		
	⑲に対する税額	㉒		
	⑳に対する税額	㉓		
	計	㉔		
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉕		
	控除	㉖		
差引所得税額(㉔-㉕-㉖)(引ききれないときは0)		㉗		
災害減免額		㉘		
再差引所得税額(基準所得税額)(㉗-㉘)		㉙		
復興特別所得税額(㉙×2.1%)		㉚		
所得税及び復興特別所得税の額(㉙+㉚)		㉛		
外国税額控除		㉜		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		㉝		
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(㉛-㉜-㉝)		㉞		
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第1期	㉟		
	第2期	㊱		
所得税及び復興特別所得税の確定納税額(㉞-㉟-㊱)	納付すべき税額	㊲		
	還付金の額に相当する税額	㊳		
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額	㊴		
	減少する所得税額に係る還付加算金	㊵		
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額(㊲-㊳-㊴+㊵)		㊶		
過少申告加算税	加算税の基礎となる税額	㊷		
	加算税の割合	㊸		
	加算税の額(㊷×㊸)	㊹		
重加算税	加算税の基礎となる税額	㊺		
	加算税の割合	㊻		
	加算税の額(㊺×㊻)	㊼		
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額		㊽		
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		㊾		
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額		㊿		

付 表

通則法第65条第2項の規定の適用がある場合の過少申告加算税の計算

区 分		過 少 申 告 加 算 税		
		原処分の額 A	裁決後の額 B	増減 (Δ印)差額 (B-A)
加算税の基礎となる税額	①			
①のうち通則法第65条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	②			
①に対する加算税の割合	③			
②に対する加算税の割合	④			
加算税の額 (①×③と②×④の合計額)	⑤			

別紙 1 - 3

## 取消額等計算書

(令和3年分 申告所得税及び復興特別所得税)

1 この裁決により取り消す税額

本 税 の 額	[REDACTED]
加 算 税 の 額	[REDACTED]
計	[REDACTED]

2 この裁決により増加する還付金の額に相当する税額

[REDACTED] 円

3 この裁決により増加する純損失等の金額

[REDACTED] 円

4 課税標準等及び税額等の計算

区 分		原処分の額 A	裁決後の額 B	増減(△印)差額(B-A)
所得金額	事業所得	①		
	不動産所得	②		
	給与所得	③		
	所得	④		
	計(総所得)	⑤		
	所得	⑥		
	所得	⑦		
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	⑧		
	社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	⑨		
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除	⑩		
	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除	⑪		
	配偶者控除	⑫		
	配偶者特別控除	⑬		
	扶養控除	⑭		
	基礎控除	⑮		
		⑯		
	所得控除額の計	⑰		
課税される所得金額 ⑰の金額を⑤、⑥、⑦から順に控除	総所得	⑱		
	所得	⑲		
	所得	⑳		
算出税額	⑱に対する税額	㉑		
	⑲に対する税額	㉒		
	⑳に対する税額	㉓		
	計	㉔		
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉕		
	控除	㉖		
差引所得税額(㉔-㉕-㉖)(引ききれないときは0)		㉗		
災害減免額		㉘		
再差引所得税額(基準所得税額)		㉙		
復興特別所得税額(㉙×2.1%)		㉚		
所得税及び復興特別所得税の額(㉙+㉚)		㉛		
外国税額控除		㉜		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		㉝		
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(㉛-㉜-㉝)		㉞		
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第1期	㉟		
	第2期	㊱		
所得税及び復興特別所得税の確定納税額(㉞-㉟-㊱)	納付すべき税額	㊲		
	還付金の額に相当する税額	㊳		
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額	㊴		
	減少する所得税額に係る還付加算金	㊵		
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額(㊲-㊳-㊴+㊵)		㊶		
過少申告加算税	加算税の基礎となる税額	㊷		
	加算税の割合	㊸		
	加算税の額(㊷×㊸)	㊹		
重加算税	加算税の基礎となる税額	㊺		
	加算税の割合	㊻		
	加算税の額(㊺×㊻)	㊼		
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額		㊽		
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		㊾		
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額		㊿		

付 表

通則法第65条第2項の規定の適用がある場合の過少申告加算税の計算

区 分		過 少 申 告 加 算 税		
		原処分の額 A	裁決後の額 B	増減 (Δ印)差額 (B-A)
加算税の基礎となる税額	①			
①のうち通則法第65条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	②			
①に対する加算税の割合	③			
②に対する加算税の割合	④			
加 算 税 の 額 (①×③と②×④の合計額)	⑤			

別紙 2 - 1

### 取消額等計算書

自 平成31年 1 月 1 日 至 令和元年12月31日	課税期間分	消 費 税 地方消費税
---------------------------------	-------	----------------

1 この裁決により取り消す税額

消費税本税の額	
地方消費税本税の額	
小 計	
加 算 税 の 額	
合 計	

2 この裁決により増加する還付金の額に相当する税額

消 費 税 XXXXXXXXXX 円

地 方 消 費 税 XXXXXXXXXX 円

3 課税標準額及び税額等の計算

区 分		原処分の額A	裁決後の額B	増減(△印)差額(B-A)	
消 費 税	課 税 標 準 額 ①				
	消 費 税 額 ②				
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③				
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④			
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥			
		控 除 税 額 小 計 ( ④ + ⑤ + ⑥ ) ⑦			
		控 除 不 足 還 付 税 額 ( ⑦ - ② - ③ ) ⑧			
		差 引 税 額 ( ② + ③ - ⑦ ) ⑨			
		中 間 納 付 税 額 ⑩			
		差 引 納 付 又 は 減 少 (△印) する 税 額 ( ⑨ - ⑧ - ⑩ ) ⑪			
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑫			
		差 引 税 額 ⑬			
	譲 渡 割 額	還 付 額 ⑭			
		納 税 額 ⑮			
		中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑯			
		差 引 納 付 又 は 減 少 (△印) する 税 額 ( ⑮ - ⑭ - ⑯ ) ⑰			
	差 引 納 付 又 は 減 少 (△印) する 合 計 税 額 ( ⑪ + ⑰ ) ⑱				

加 算 税 の 額 の 計 算

区 分	過 少 申 告 加 算 税			重 加 算 税		
	原処分の額A	裁決後の額B	増減(△印)差額(B-A)	原処分の額A	裁決後の額B	増減(△印)差額(B-A)
加算税の基礎となる税額 ①						
加算税の割合 ②						
加算税の額 (①×②) ③						

別紙 2 - 2

### 取消額等計算書

{	自 令和 2 年 1 月 1 日	課税期間分	消 費 税	}
	至 令和 2 年 12 月 31 日		地方消費税	

1 この裁決により取り消す税額

消 費 税 本 税 の 額	
地 方 消 費 税 本 税 の 額	
小 計	
加 算 税 の 額	
合 計	

2 この裁決により増加する還付金の額に相当する税額

消 費 税 XXXXXXXXXX 円

地 方 消 費 税 XXXXXXXXXX 円

3 課税標準額及び税額等の計算

区 分		原処分の額 A	裁決後の額 B	増減 (△印) 差額 (B-A)	
消 費 税	課 税 標 準 額 ①				
	消 費 税 額 ②				
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③				
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④			
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥			
		控 除 税 額 小 計 ( ④ + ⑤ + ⑥ ) ⑦			
	控 除 不 足 還 付 税 額 ( ⑦ - ② - ③ ) ⑧				
	差 引 税 額 ( ② + ③ - ⑦ ) ⑨				
	中 間 納 付 税 額 ⑩				
	差 引 納 付 又 は 減 少 (△印) する 税 額 ( ⑨ - ⑧ - ⑩ ) ⑪				
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑫			
		差 引 税 額 ⑬			
	譲 渡 割 額	還 付 額 ⑭			
		納 税 額 ⑮			
	中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑯				
	差 引 納 付 又 は 減 少 (△印) する 税 額 ( ⑮ - ⑭ - ⑯ ) ⑰				
	差 引 納 付 又 は 減 少 (△印) する 合 計 税 額 ( ⑪ + ⑰ ) ⑱				

加 算 税 の 額 の 計 算

区 分	過 少 申 告 加 算 税			重 加 算 税		
	原処分の額 A	裁決後の額 B	増減(△印) 差額(B-A)	原処分の額 A	裁決後の額 B	増減(△印) 差額(B-A)
加算税の基礎となる税額 ①						
加算税の割合 ②						
加算税の額 ( ① × ② ) ③						

## 取消額等計算書

自	令和3年1月1日	消費税
至	令和3年12月31日	地方消費税
	課税期間分	

1 この裁決により取り消す税額

消費税本税の額	
地方消費税本税の額	
小 計	
加 算 税 の 額	
合 計	

2 この裁決により増加する還付金の額に相当する税額

消費税 XXXXXXXXXX 円

地方消費税 XXXXXXXXXX 円

3 課税標準額及び税額等の計算

区 分		原処分の額A	裁決後の額B	増減(△印)差額(B-A)	
消 費 税	課 税 標 準 額 ①				
	消 費 税 額 ②				
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③				
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④			
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥			
		控 除 税 額 小 計 ( ④ + ⑤ + ⑥ ) ⑦			
		控 除 不 足 還 付 税 額 ( ⑦ - ② - ③ ) ⑧			
		差 引 税 額 ( ② + ③ - ⑦ ) ⑨			
		中 間 納 付 税 額 ⑩			
		差引納付又は減少(△印)する税額 ( ⑨ - ⑧ - ⑩ ) ⑪			
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑫			
		差 引 税 額 ⑬			
	譲 渡 割 額	還 付 額 ⑭			
		納 税 額 ⑮			
		中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑯			
		差引納付又は減少(△印)する税額 ( ⑮ - ⑭ - ⑯ ) ⑰			
	差引納付又は減少(△印)する合計税額 ( ⑪ + ⑰ ) ⑱				

加 算 税 の 額 の 計 算

区 分	過 少 申 告 加 算 税			重 加 算 税		
	原処分の額A	裁決後の額B	増減(△印)差額(B-A)	原処分の額A	裁決後の額B	増減(△印)差額(B-A)
加算税の基礎となる税額 ①						
加算税の割合 ②						
加算税の額 ( ① × ② ) ③						

別紙 3

## 関 係 法 令 等

### 1 行政手続法

行政手続法第14条《不利益処分の理由の提示》第1項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨規定し、また、同条第3項は、不利益処分を書面でするときは、同条第1項の理由は、書面により示さなければならない旨規定している。

### 2 国税通則法

(1) 国税通則法（以下「通則法」という。）第24条《更正》は、税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する旨規定している。

(2) 通則法第74条の11《調査の終了の手続》第2項は、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする旨規定している。

(3) 通則法第74条の14《行政手続法の適用除外》第1項は、行政手続法第3条《適用除外》第1項に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法第2章（申請に対する処分）（第8条（理由の提示）を除く。）及び第3章（不利益処分）（第14条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は適用しない旨規定している。

### 3 所得税法関係

(1) 所得税法第37条《必要経費》第1項は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、事業所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする旨規定している。

(2) 所得税法第45条《家事関連費等の必要経費不算入等》第1項柱書及び同項第1号は、居住者が支出する家事上の経費（以下「家事費」という。）及びこれに関連する経

費（以下「家事関連費」という。）で政令に定めるものの額は、その者の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入しない旨規定している。

(3) 所得税法第56条《事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例》は、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む事業所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る事業所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る各種所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす旨規定している。

(4) 所得税法第155条《青色申告書に係る更正》第2項は、税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額等の更正をする場合には、その更正に係る通則法第28条《更正又は決定の手続》第2項に規定する更正通知書にその更正の理由を付記しなければならない旨規定している。

(5) 所得税法施行令第96条《家事関連費》は、所得税法第45条第1項第1号に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする旨規定している。

イ 家事関連費の主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費（第1号）

ロ 上記イに掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事関連費のうち、取引の記録等に基づいて、事業所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費（第2号）

(6) 所得税基本通達2-47《生計を一にするの意義》(2)は、所得税法に規定する「生計を一にする」について、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする旨定めている。

#### 4 消費税法

消費税法第2条《定義》第1項第12号は、課税仕入れとは、事業者が、事業として他

の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、同法第7条《輸出免税等》第1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び同法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう旨規定している。

## 別紙4 処分の理由の要旨

1. 令和元年分の所得税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分に係る通知書に記載された処分の理由の要旨（なお、別表については掲載を省略している。）

請求人が提出した令和元年分の所得税等の確定申告書について、調査の結果、請求人が申告した事業所得の金額に誤りがあると認められたので、次のとおり事業所得の金額を算定し、更正する。

また、当年分の今回の更正により納付すべきこととなる所得税等の額 [ ] について、通則法第65条の規定により計算した過少申告加算税 [ ] を賦課決定する。

## (1) 本件妹に対する給与

イ 本件妹は、平成31年3月12日に来日し、①同日から令和元年11月頃までの期間は請求人が所有していた [ ]、②令和元年12月頃から令和4年4月頃までの期間は請求人が賃借していた [ ] に請求人とともに居住していたと認められる。

また、請求人と本件妹が本件各家屋において、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる特段の事情は認められない。

したがって、本件妹は、「生計を一にする親族」に該当する。

ロ 請求人は、本件妹に対する給与等として [ ]（交通費を除く。）を事業所得の金額の計算上必要経費に算入しているが、当該給与等は、請求人と生計を一にする親族への対価の支払であると認められることから、所得税法第56条により事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

なお、請求人は、所得税法第57条に規定する「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出していないことから、同条を適用できない。

## (2) [ ]に係る地代家賃

請求人は、本件妹に対し社宅を提供しているとして、 [ ]に係る賃料及び管理費の合計金額312,000円を事業所得の金額の計算上必要経費に算入しているが、本件妹は来日以降、令和元年11月頃までの期間は [ ]、令和元年12月頃から令和4年4月頃までの期間は [ ] に請求人とともに居住し、その後も別の家屋において請求人とともに居住し続けた。さらに、他の従業員に対して、社宅の提供や家賃の補助を行っていないことからすれば、請求人は自ら賃借し居住する [ ] に、親族として本件妹を同居させていたにすぎず、社宅を提供していたとはいえない。

したがって、当該地代家賃312,000円を当年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

### (3) 接待交際費

請求人は、事業所得の金額の計算上、接待交際費5,599,414円を必要経費に算入しているが、事業所得の金額の計算の基礎となった本件元帳には、慶弔やお礼等に係る支出について相手方等の記載があるものの、それ以外の支出については「摘要」欄に飲食店名やゴルフ場名等が記載されているだけで接待交際の相手方等が記載されておらず、また、いずれの支出もその目的や業務との関連性や必要性はほとんど記載されていなかった。そこで、本件調査担当職員は、本件交際費一覧表を請求人に手交し、「接待の目的・必要性」欄や「相手方の氏名」欄などの記入を依頼するとともに、これらの支出に係る接待の相手方や接待の必要性等を具体的に明らかにするよう求めたが、請求人は、本件交際費一覧表のうち一部について接待の相手方等を口頭により回答したものの、それ以外は回答をせず接待の相手方や接待の必要性等を明らかにしなかった。

所得税法上、ある支出が必要経費として控除され得るためには、それが事業活動と直接関連を持ち、事業の遂行上必要な経費でなければならないところ、本件元帳の記載内容や請求人の回答などを踏まえた調査の結果、接待交際費として計上した費用のうち別表に掲げた支出については、相手方、目的等が不明又は明確でないため、請求人の業務に直接関係し、請求人の業務の遂行上必要なものであるとは認められない。また、一部、業務関連性が認められる部分があったとしても、業務の遂行上直接必要であった部分が明らかにされていないことから、所得税法第45条第1項第1号及び所得税法施行令第96条の規定により必要経費に算入することはできない。

なお、本件ロータリークラブ年会費等（合計金額432,000円）については、本件ロータリークラブの掲げる奉仕の理念や活動内容等に照らせば、請求人の事業に係る業務と直接関係するものということとはできず、業務の遂行上必要な支出とは認められない。

したがって、請求人の事業所得の金額の計算上、別表の合計金額5,382,110円は必要経費に算入されない。

### (4) 会議費

請求人は、事業所得の金額の計算上、会議費678,067円を必要経費に算入しているが、事業所得の金額の計算の基礎となった本件元帳には「摘要」欄に飲食店名等が記載されているだけで会議の出席者や会議の内容等が記載されておらず、当該記載内容からは、客観的にみて、事業に係る業務との関連性が明らかではないだけでなく、業務の遂行上必要な支出であることも認められなかった。そこで、本件調査担当職員は、本件会議費一覧表を請求人に手交し、本件会議費一覧表の「出席者の氏名」欄や「会議の内容・必要性」欄などの記入を依頼するとともに、これらの支出に係る会議の出席者や会議の内容等を明らかにするよう求めたが、請求人は、回答をせず会議の出席者や会議の内容等を明らかにしなかったことから、これらの支出が客観的にみて、請求人の事業に係る業務との関連性が明らかではないだけでなく、業務の遂行上必要な支出であるとも認められない。

したがって、当該会議費678,067円の全額について事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。

(5) 総収入金額

クレジットカードを使用して購入した商品代などを接待交際費として事業所得の金額の計算上必要経費に算入するとともに、クレジットカードに係るキャッシュレス・消費者還元分755円を雑収入として事業所得の金額の計算上総収入金額に算入しているが、上記(3)のことから当該クレジットカードに係るキャッシュレス・消費者還元分755円は事業の遂行に付随して生じた収入とは認められない。

(6) 事業所得の金額

請求人の当年分の事業所得の金額は、請求人が申告した事業所得の金額に、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができない上記(1)の金額、上記(2)の金額312,000円、上記(3)の金額5,382,110円及び上記(4)の金額678,067円を加算し、上記(5)の金額755円を減算した

2 令和元年課税期間の消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分に係る通知書に記載された処分の理由の要旨（なお、別表については掲載を省略している。）

請求人が提出した令和元年課税期間の消費税等の確定申告書について、調査の結果、請求人が申告した控除対象仕入税額に誤りがあると認められたので、次のとおり控除対象仕入税額を算定し更正する。

また、当課税期間の今回の更正により納付すべきこととなる消費税等の額

につき、通則法第65条の規定により計算した過少申告加算税を賦課決定する。

(1) 接待交際費について

イ 消費税法第2条第1項第12号は、「課税仕入れ」とは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう旨規定している。

ロ 請求人は、当課税期間において、接待交際費4,518,933円を課税仕入れに係る支払対価の額（税込み。以下同じ）に算入しているが、請求人の本件元帳には、慶弔やお礼等に係る支出については相手方等の記載があるものの、それ以外の支出については、「摘要」欄に飲食店名やゴルフ場名等が記載されているだけで接待交際の相手方等が記載されておらず、また、いずれの支出もその目的や業務との関連性や必要性はほとんど記載されていなかった。そこで、本件調査担当職員は、本件交際費一覧表の「接待の目的・必要性」欄や「相手方の氏名」欄などの記入を依頼するとともに、これらの支出に係る接待の相手方や必要性等を具体的に明らかにするよう求めたが、請求人は本件交際費一覧表のうち一部について接待の相手方等を口頭により回答したものの、それ以外は回答しなかった。これらの調査の結果、請求人が接待交際費として計上した費用のうち別表に掲げる支出については、相手方、目的等が不明又は明確でないため、請求人の事業として支出したものと認められない。

したがって、接待交際費のうち4,471,629円（消費税等の税率10%で記帳された528,594円、消費税等の税率（軽減）8%で記帳された220,782円及び消費税等の旧税率8%で記帳された3,722,253円）は、課税仕入れに係る支払対価の額に算入されない。

(2) 会議費について

請求人は、当課税期間において、会議費672,283円（消費税等の税率10%で記帳された160,450円、消費税等の税率（軽減）8%で記帳された9,681円及び消費税等の旧税率8%で記帳された502,152円）を必要経費に算入しているが、本件元帳には「摘要」欄に飲食店名等が記載されているだけで会議の出席者や内容等が記載されておらず、請求人の業務の遂行上必要な支出であることも認められなかった。そこで、本件調査担当職員が、本件会議費一覧表を手交しこれらの支出に係る会議の出席者や会議の内容等を具体的に明らかにするよう求めたが、明らかにしなかったた

め、請求人の事業として支出したものとは認められない。

したがって、当該会議費の全額について、当課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に算入することはできない。

(3) 課税仕入れに係る支払対価の額

イ 消費税等の税率10%に係る課税仕入れに係る支払対価の額

請求人の当課税期間の消費税等の税率10%に係る課税仕入れに係る支払対価の額は、請求人が申告した課税仕入れに係る支払対価の額 [REDACTED] から、課税仕入れに係る支払対価の額に算入することができない上記(1)の金額528,594円及び上記(2)の金額160,450円を減額した [REDACTED] となる。

ロ 消費税等の税率(軽減)8%に係る課税仕入れに係る支払対価の額

請求人の当課税期間の消費税等の税率(軽減)8%に係る課税仕入れに係る支払対価の額は、請求人が申告した課税仕入れに係る支払対価の額 [REDACTED] から、課税仕入れに係る支払対価の額に算入することができない上記(1)の金額220,782円及び上記(2)の金額9,681円を減額した [REDACTED] となる。

ハ 消費税等の旧税率8%に係る課税仕入れに係る支払対価の額

請求人の当課税期間の消費税等の旧税率8%に係る課税仕入れに係る支払対価の額は、請求人が申告した課税仕入れに係る支払対価の額 [REDACTED] から、課税仕入れに係る支払対価の額に算入することができない上記(1)の金額3,722,253円及び上記(2)の金額502,152円を減額した [REDACTED] となる。

(4) 控除対象仕入税額

請求人の当課税期間の控除対象仕入税額は、上記(3)のイに係る [REDACTED]、同ロに係る [REDACTED] 及び同ハに係る [REDACTED] の合計金額 [REDACTED] となる。